

とにより算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、令第二十三条の三の二第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからエまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の額又はその合算額とする。

一 令第二十三条の三の二第一項第一号イに掲げる額 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 法第五十七条第二項の規定により当該額を算定する場合にその例によることとされる健康保険法第七十六条第二項の規定により算定される費用の額

ロ 法第五十七条第三項に規定する運営規則で定める金額に係る療養に要した費用の額

二 令第二十三条の三の二第一項第一号ロに掲げる金額 法第五十七条の五第二項第一号の規定により算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）に前号に定める額を加えた額

三 令第二十三条の三の二第一項第一号ハに掲げる金額 法第五十八条第三項の規定により算定した費用の額（食事療養（法第五十六条第二項第一号に規定する食事療養をいう。第五号において同じ。）及び生活療養（同項第二号に規定する生活療養をいう。第五号において同じ。）について算定した費用の額を除くものとし、その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額とする。）

四 令第二十三条の三の二第一項第一号ニに掲げる金額 法第五十八条の二第二項の規定により算定した費用の額

五 令第二十三条の三の二第一項第一号ホに掲げる金額 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現にその療養に要した費用の額を超えるときは、現にその療養に要した費用の額）

六 令第二十三条の三の二第一項第一号ヘに掲げる金額 法第五十九条の三第二項の規定により算定した費用の額

七 令第二十三条の三の四第一項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の

二第一項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第一号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六十二条に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

三 令第二十三条の三の四第三項第五号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の二第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六十二条に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

四 令第二十三条の三の四第三項第六号に規定する総務省令で定める者は、令第二十三条の三の二第三項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、令第二十三条の三の五第一項第二号ヘ又は第三号ヘの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるとしたならば生活保護法第六十二条に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

（令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額等）

第二条の四の七 第二条の四の二第一項の規定は、令第二十三条の三の五第一項第一号イ、ロ若しくはハ、第二号ロ、ハ若しくはニ又は第三号ロ、ハ若しくはニに規定する総務省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額について準用する。

二 令第二十三条の三の五第六項及び第八項に規定する総務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第五項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

三 令第二十三条の三の五第九項において読み替えて準用する法第五十八条の二第三項に規定する総務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第八項において読み替えて準用する健康保険法第八十八条第六項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

四 令第二十三条の三の五第十項において読み替えて準用する法第五十九条第四項及び第五項に規定する総務省令で定める医療に関する給付は、健康保険法施行令第四十三条第七項において読み替えて準用する健康保険法第一百条第四項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付とする。

（令第二十三条の三の五第十二項の総務省令で定める場合及び総務省令で定める日）

第二条の四の八 令第二十三条の三の五第十二項の総務省令で定める場合は、当該組合の組合員であつた者が、計算期間（令第二十三条の三の三第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において医療保険加入者（令第二十三条の三の五第十二項に規定する医療保険加入者をいう。第二条の四の十六において同じ。）の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、同項の総務省令で定める日は、当該日の前日とする。

（令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額）

第二条の四の九 令第二十三条の三の六第一項第五号の総務省令で定めるところにより算定した金額は、計算期間において、基準日組合員又は基準日被扶養者が該当する次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該期間にこれらの者が受けた療養又はその被扶養者等がその被扶養者等であつた間に受けた療養に係る同表の第二欄に掲げる金額とする。

一	国の組合の組合員であつた期間	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
二	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額	私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する合算額
三	防衛省の職員の給与等に関する法律施行	防衛省の職員の給与等に関する法律

令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第十七条の三第一項に規定する自衛官等（以下「自衛官等」という。）であつた期間

健康保険法の被保険者であつた期間

健康保険法の被保険者であつた期間

国民健康保険の世帯主等であつた期間（基準日において、国民健康保険の被保険者でない場合（基準日において当該国民健康保険法の世帯主等と同一の世帯に属するすべての国民健康保険の被保険者が国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第一項に掲げる場合に該当する場合を除く。）にあつては、計算期間における基準日まで継続して国民健康保険の世帯主等であつた期間を除く。）

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であつた期間

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第一項第一号に規定する合算額

(令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額)
第二条の四の十 令第二十三条の三の六第二項の総務省令で定めるところにより算定した金額は、次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 令第二十三条の三の六第一項第一号から第四号までに掲げる金額に相当する金額 当該各号に掲げる金額について、それぞれ七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額を合算した金額から次に掲げる金額を控除した金額

イ 令第二十三条の三の二第二項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額(同項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額)を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額

ロ 令第二十三条の三の二第三項又は第五項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ハ 令第二十三条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額

ニ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養について、法第五十四条に規定するその他の給付として令第二十三条の三の六第一項第一号イ及びロに掲げる金額に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額

二 令第二十三条の三の六第一項第五号に掲げる金額に相当する金額 同号に規定する療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に限る。)に係る金額として、次の表の上欄に掲げる前条の表の項の第二欄に掲げる金額を、次の表の下欄に掲げる金額に読み替えて適用する同条の規定によりそれぞれ算定した金額

一の 国家公務員共済組合法施行令第十一の 条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日

<p>の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(同令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。)</p>	<p>の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(同令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、同令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十二条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>ら第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、準用国共済法施行令第十一条の三の四の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十条第三項に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。)</p>	<p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第一号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た金額を控除した金額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した金額とし、国家公務員共済組合法第五十二条に規定する短期給付として国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号イ及びロに掲げる金額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)に係る負担を軽減するための給付が行われる場合にあつては、当該給付に相当する金額を控除した金額とする。)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同条第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した金額を同条第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額を控除した額とし、同条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、健康保険法第五十三条に規定する短期給付として同号イ及びロに掲げる額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該金品に相当する額を控除した額とする。)</p>	<p>健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。)の合算額(同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率(同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第一項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第四十一条第一項において準用する同令第四十一条</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>項の七</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第二十九条の二第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費</p>	<p>項の六</p> <p>合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第四十四条第一項において準用する同令第四十一条第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第四十四条第二項又は第三項において準用する同令第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>船員保険法施行令第十一条第一項第一号イ及びロに掲げる額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。）の合算額（同令第八条第一項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に七十歳以上高額療養費按分率（同令第三項に規定する七十歳以上一部負担金等世帯合算額から同項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額を同令第一項に規定する一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を控除した額とし、同令第三項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>二</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する私立学校教職員共済令第十一條の三の六の二第一項各号（私立学校教職員</p>	<p>一</p> <p>国の組合の組合員又はその被扶養者</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項各号（同令第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p>	<p>八</p> <p>が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第二十九条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の合算額（七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養に係るものに限る。当該療養について同令第十四條第一項、第二項、第三項及び第六項の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とし、同令第十四條の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）</p> <p>三</p> <p>令第二十三條の三の六第一項第六号に掲げる額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する居室サービス等に係る同号に掲げる金額</p> <p>四</p> <p>令第二十三條の三の六第一項第七号に掲げる額に相当する金額 七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた同号に規定する介護予防サービス等に係る同号に掲げる金額（令第二十三條の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）</p> <p>第二條の四の十一</p> <p>令第二十三條の三の六第五項の総務省令で定めるところにより算定した同令第一項各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる金額とする。</p>
---------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>七</p> <p>国民健康保険の被保険者（国民健康保険法施行令第二十九條の四の四第一項に掲げる場合）に該当する者（除く。）</p>	<p>六</p> <p>船員保険の被保険者又はその被扶養者</p>	<p>五</p> <p>日雇特例被保険者又はその被扶養者</p>	<p>四</p> <p>健康保険法の被保険者</p>	<p>三</p> <p>自衛官等</p>	<p>制度の加入者又はその被扶養者</p> <p>共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p> <p>防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項各号に掲げる額</p> <p>健康保険法施行令第四十三條の二第一項各号（同令第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p> <p>健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額</p> <p>健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の二第二項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>健康保険法施行令第四十三條の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p>
----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>六の三</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>五</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>四</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>三</p> <p>地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六の二第一項各号に掲げる額</p>	<p>二</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額</p>	<p>一の</p> <p>国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第二項の財務省令で定めるところにより算定した金額</p>	<p>七</p> <p>国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>（令第二十三條の三の六第七項の総務省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる金額に相当する金額）</p> <p>第二條の四の十三</p> <p>令第二十三條の三の六第七項の総務省令で定めるところにより算定した同令第一項各号に掲げる額の区分に応じ、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項各号に掲げる金額とする。（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）</p> <p>第二條の四の十四</p> <p>令第二十三條の三の七第五項の規定により同項の表の中欄又は下欄に掲げる規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>
-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第一項及び第二項	養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員	第一項及び第二項	養者である者にあつては次の各号に掲げる当該組合員
私立学校教職員共済法施行令第六條において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三及び第二項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において加入者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において当該加入者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該加入者	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の五第一項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において自衛官等である次の各号に掲げる者
健康保険法施行令第四十四條第五項において準用する同令第四十三條の三及び第二項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者	健康保険法施行令第四十三條の三第一項及び第二項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者

船員保険法施行令第十二條第一項及び第二項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の、基準日において被保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者	国民健康保険法施行令第十九條の四の三第一項及び第三項	地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第六項に規定する者であつて、基準日において被保険者である者
第一條	第四十四條第七項	第一條	第四十四條第七項

(令第二十三條の三の七第六項の介護合算算定基準額に関する読替え)

第二條の四の十五 令第二十三條の三の七第六項の規定により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の三第一項及び第十六條の四第一項の規定を準用する場合においては、同令第十六條の三第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第五項に規定する者であつて、基準日において被保険者である次の各号に掲げる者」と読み替へるものとする。

(令第二十三條の三の八第一項の総務省令で定める場合及び総務省令で定める日)

第二條の四の十六 令第二十三條の三の八第一項の総務省令で定める場合は、組合員であつた者

が、計算期間において医療保険加入者の資格を喪失し、かつ、当該医療保険加入者の資格を喪失した日以後の計算期間において医療保険加入者とならない場合とし、令第二十三條の三の八第一項の総務省令で定める日は当該日の前日とする。

(令第二十三條の四ただし書に規定する総務省令で定める金額等)

第二條の四の十七 令第二十三條の四ただし書に規定する総務省令で定める金額は、一万二千円(同条第一号に規定する保険契約に関する、病院診療所、助産所その他の者が負担する保険料に相当する金額が一万二千円に満たないときは、当該保険料に相当する金額とする。)とする。

2 令第二十三條の四第一号に規定する総務省令で定める基準は、健康保険法施行令第三十六條第一号に規定する厚生労働省令で定める基準とする。

3 令第二十三條の四第一号に規定する総務省令で定める事由は、健康保険法施行令第三十六條第一号に規定する厚生労働省令で定める事由とする。

4 令第二十三條の四第一号に規定する総務省令で定める程度の障害の状態は、健康保険法施行令第三十六條第一号に規定する厚生労働省令で定める程度の障害の状態とする。

5 令第二十三條の四第一号に規定する総務省令で定める要件は、健康保険法施行令第三十六條第一号に規定する厚生労働省令で定める要件とする。

6 令第二十三條の四第二号に規定する総務省令で定めるところにより講ずる措置は、健康保険法施行令第三十六條第二号に規定する厚生労働省令で定めるところにより講ずる措置とする。

(傷病手当金の額の算定)

第二條の五 組合員(任意継続組合員を除く。次項において同じ。)の資格を喪失した日以後に法第六十八條第五項の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、同条第二項中「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは「組合員(任意継続組合員を除く。)の資格を喪失した日の前日」と、「組合員が現に属する」とあるのは「組合員であつた者(任意継続組合員を除く。下同日において属していた」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 法第六十八條第二項に規定する標準報酬の月額は、同項に規定する傷病手当金の支給を始める

日の属する月以前の直近の継続した十二月以内の期間において組合員が現に属する組合の任意継続組合員である期間が含まれるときは、当該期間の標準報酬の月額を含むものとする。

3 法第六十八條第二項に規定する標準報酬の月額について、同一の月において二以上の標準報酬の月額が定められている月があるときは、当該月の標準報酬の月額は直近のもの(同項に規定する傷病手当金の支給を始める日以前に定められたものに限り)とする。

4 傷病手当金の支給を受けている期間に別の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき傷病手当金の支給を受けることができるときは、それぞれの疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に係る傷病手当金について法第六十八條第二項の規定により算定される額のいずれか多い額を支給する。

(傷病手当金と障害厚生年金との調整に係る基準額等)

第二條の五の二 法第六十八條第六項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の給付事由に基づき国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額)を二百六十四で除して得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 法第六十八條第八項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する者の受けるべき退職老齢年金給付の額(当該退職老齢年金給付が二以上あるときは、当該二以上の退職老齢年金給付の額の合算額)を二百六十四で除して得た額(その額が一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(傷病手当金と障害年金との調整に係る基準額)

第二條の五の三 地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(昭和六十一年自治省令第四号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則第二條の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「三百」とあるのは「二百六十四」と読み替へるものとする。

(出産手当金の額の算定)

第二條の五の四 第二條の五第一項から第三項までの規定は、出産手当金の額の算定について準

用する。この場合において、同条第一項中「第六十八條第五項」とあるのは、「第六十九條第三項」と、「同条第二項」とあり、及び「同項」とあるのは、「法第六十九條第二項において準用する法第六十八條第二項」と、「同条第二項中「法第六十八條第二項」とあり、及び「同項」とあるのは、「法第六十九條第二項において準用する法第六十八條第二項」と、「同条第三項中「法第六十八條第二項」とあり、及び「同項」とあるのは、「法第六十九條第二項において準用する法第六十八條第二項（第二條の五の四において準用する第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

（法第七十條の二第一項のその子が一歳に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合）

第二條の五の五 法第七十條の二第一項に規定する総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 法第七十條の二第一項に規定する育児休業等（以下この条及び次条において、「育児休業等」という。）に係る子について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第九十九條第一項に規定する保育所若しくは就学前の子にも関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二條第六項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第二十四條第二項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- 二 常態として育児休業等に係る子の養育を行っている配偶者であつて当該子が一歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であつたものが次のいずれかに該当した場合
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等に係る子を養育することが困難な状態になつたとき。
 - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等に係る子と同居しないこととなつたとき。

- ニ 六週間（多胎妊娠にあつては、十四週間）以内に出産する予定であるか又は産後八週間を経過しないとき。

三 育児休業等の申出をした組合員について産前産後休業（法第四十三條第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該産前産後休業の期間が終了する日（当該産前産後休業の期間の終了後に引き続き当該産前産後休業期間中に出生した子に係る新たな育児休業等の期間が始まつた場合には、当該新たな育児休業等の期間が終了する日）まで、当該産前産後休業の期間に係る子の全が、次のいずれかに該当するに至つた場合

- イ 死亡したとき。
- ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。
- 四 育児休業等の申出をした組合員について法第七十條の三第一項に規定する介護休業を開始するため、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該介護休業の期間が終了する日までに、当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が、次のいずれかに該当するに至つた場合
 - イ 死亡したとき。
 - ロ 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき。

五 育児休業等の申出をした組合員について新たな育児休業等の期間が始まつたことにより、当該申出に係る育児休業等をする期間が終了した場合であつて、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに、当該新たな育児休業等の期間の休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至つた場合

- イ 死亡したとき。
- ロ 養子となつたことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなつたとき。
- ハ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたとき。

法第七十條の二第二項に規定する場合に該当する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「二歳に達する日」とあるのは、「二歳に達する日（法第七十條の二第二項

の規定により同条第一項を読み替えて適用する場合の同項に規定する育児休業手当金を受けようとする一の期間の末日が当該子の一歳に達する日後である場合にあつては、当該末日」とする。（法第七十條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして総務省令で定める場合）

第二條の五の六 前条第一項の規定は、法第七十條の二第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等を行うことが必要と認められるものとして総務省令で定める場合

第二條の六 法第七十七條第一項に規定する付与率（以下第二條の六の十までにおいて「付与率」という。）については、法第七十七條第二項又は令第二十五條に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、地方公務員共済組合連合会の定款を変更するものとする。

（付与率の見直し）
第二條の六の二 基礎となる国債の利回り（基準利率の基礎となる国債の利回り）
第二條の六の三 基準利率は、法第七十七條第四項の規定により各年の十月から適用される基準利率をいう。以下第二條の六の十までにおいて同じ。）の基礎となる国債の利回りは、次の各号に掲げる値のうちいずれか低い値とする。

- 一 当該十月の属する年の三月から過去一年間に発行された利付国庫債券（期間十年のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の応募者利回り（当該利付国庫債券の償還金額から発行価格を減じたものを十で除して得た率に当該利付国庫債券の表面利率を加えたものを当該利付国庫債券の発行価格で除したものをいう。次号において同じ。）の平均値
- 二 当該十月の属する年の三月から過去五年間に発行された利付国庫債券の応募者利回りの平均値

（基準利率の下限）
第二條の六の三 基準利率は、零を下回らないものとする。
第二條の六の四 法第七十九條第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

（子の養育以外の標準報酬の月額の特例の開始事由）
第二條の六の四 法第七十九條第一項に規定する総務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 三歳に満たない子を養育する者が新たに組合員の資格を取得したこと。
 二 法第百十四條の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該育児休業等を終了した日の翌日が属する月に法第百十四條の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始している場合を除く。）。

三 法第百十四條の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を終了した日の翌日が属する月の初日が到来したこと（当該産前産後休業を終了した日の翌日が属する月に法第百十四條の二第一項の規定の適用を受ける育児休業等を開始している場合を除く。）。

四 当該子以外の子に係る法第七十九條第一項の規定の適用を受ける期間の最後の月の翌月の初日が到来したこと。
第二條の六の五 法第八十九條第五項の規定により終身年金現価率（同条第一項及び第三項に規定する終身年金現価率をいう。以下第二條の六の十までにおいて同じ。）を定める際に用いる基準利率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

2 法第八十九條第五項の規定により終身年金現価率を定める際に用いる死亡率は、当該終身年金現価率が適用される各年の十月における法第百十四條第二項に規定する退職等年金分掛金に係る同条第三項の割合の計算に用いた死亡率とする。
第二條の六の六 終身年金現価率について、法第八十九條第五項又は令第二十五條の六に規定する事情に適合しないことが明らかとなつたときは、速やかにその水準について見直しを行い、地方公務員共済組合連合会の定款を変更するものとする。

（有期年金現価率を定める際に用いる基準利率）
第二條の六の七 法第九十條第五項の規定により有期年金現価率（同条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率をいう。以下第二條の六の十までにおいて同じ。）を定める際に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

（有期年金現価率を定める際に用いる基準利率）
第二條の六の七 法第九十條第五項の規定により有期年金現価率（同条第一項及び第三項に規定する有期年金現価率をいう。以下第二條の六の十までにおいて同じ。）を定める際に用いる基準利率は、当該有期年金現価率が適用される各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される基準利率とする。

(審査会の委員に対する手当の金額)
第二条の九 令第三十一条に規定する総務省令で定める金額は、会長については一日二万六千円、その他の委員については一日二万二千六百円とする。

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）
第二条の十 法第四百四十四条の三十三第一項第一号の総務省令で定める短期給付は、法第五十三条第一項に規定する短期給付のうち、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費及び家族出産費とする。

2 法第四百四十四条の三十三第一項第二号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
一 法第五十三條第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務
二 法第五十二條第一項第一号及び第五十二條第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

3 法第四百四十四条の三十三第一項第三号の総務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
一 法第五十三條第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務
二 法第五十二條第一項第一号及び第五十二條第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第三十条の三第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに規定する事務

法第五十三條第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務
法第五十二條第一項第一号及び第五十二條第二項に規定する福祉事業の実施に関する事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第八十五条各号に規定する事務
（法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等）

法附則第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める職員等

法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定める

法附則第十四条の二第一項に規定する職務内容の特殊な職員で総務省令で定める

ものは、地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）次項において「政令第二百七十四号」という。第二条の三第一項に規定する者若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第二十条の二に規定する警察官若しくは人事院規則一六一〇（職員の災害補償）（次項において「規則一六一〇」という。）第三十二条の表以外の部分に規定する者にそれぞれ該当する職員又は国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号。次項において「緊急援助法」という。）第二条各号に掲げる活動に従事する職員及び国の職員（法第四百四十二條第一項に規定する国の職員をいう。）とする。

2 法附則第十四条の二第一項に規定する犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の総務省令で定めるものは、前項に規定する職員の区分に応じ、政令第二百七十四号第二条の三第二項の表の下欄若しくは規則一六一〇第三十二条の表の下欄に掲げる職務又は緊急援助法第二条各号に掲げる活動とする。
（法附則第三十四条に規定する総務省令で定める率）

第三条 法附則第三十四条に規定する総務省令で定める率は、千分の五・五とする。
（指定都市の指定に伴う組合の権利義務の承継）

第四条 令附則第五十条の二第三項の都市職員共済組合は、同条第二項の規定により指定都市職員共済組合が成立したときは、次の各号に掲げる経理の区分ごとに、当該指定都市職員共済組合が成立した日（以下この項において「指定日」という。）の前日において当該都市職員共済組合が有していた資産の価額から負債の価額を差し引いた金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する金額の財産を当該指定都市職員共済組合に移換しなければならない。

一 短期経理 指定日の前日に当該都市職員共済組合の組合員であった者で指定日に当該指定都市職員共済組合の組合員となつたものの指定日の前日の属する事業年度の前事業年度における標準報酬等合計額（令第十八条に規定する標準報酬等合計額をいう。以下同じ。）の総額を指定日の前日に当該都市職員共済組合の組合員であった者で指定日に引き続き当該都市職員共済組合の組合員であるもの及び当該指定都市職員共済組合の組合員となつたものの指定日の前日の属する事業年度の前事業年度における標準報酬等合計額の総額で除して得た割合

二 その他の経理 総務大臣が別に定める割合
2 前項の都市職員共済組合の有する資産の移換に関する引継調書の作成その他前項の規定の適用に関し必要な細目は、総務大臣が定める。
（昭和三十七年一月一日以後における退職年金条例等の改正規定の範囲）

第五条 施行法第二条第二項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十八の規定の定めるところにより、年金条例職員期間の通算措置を講じ、又は当該措置に関する規定を改正する場合
二 総務大臣の定める基準に従い、年金条例職員期間に関する規定等を改正する場合
2 施行法第二条第三項に規定する総務省令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。）附則第四十一条、第四十二条及び第四十三条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号。以下この項において「四十三号法律第四十八号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十二条第一項第三号及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十五年十二月三十一日
三 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十九号。以下この項において「四十四号法律第九十九号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十一条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十六年九月三十日
四 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十号。以下この項において「四十七号法律第八十号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十一条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十八年九月三十日
五 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下この項において「四十六号法律第八十一号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十二条の二及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
六 四十七号法律第八十号による改正前の法律第五十五号附則第四十二条及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
七 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号。以下この項において「四十九号法律第九十三号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十二条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
八 法律第五十五号附則第四十二条の二及び第四十二条の三の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十七年九月三十日
九 法律第五十五号附則第四十二条の四の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十八年九月三十日
十 法律第五十五号附則第四十二条の五の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号。以下この項において「四十八号法律第六十号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十四条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
二の二 四十九号法律第九十三号による改正前の法律第五十五号附則第四十五条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十七条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の四 法律第五十五号附則第四十八条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の五 法律第五十五号附則第四十九条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十三条の二の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
三の二 四十六号法律第八十一号による改正前の法律第五十五号附則第四十三条の二の規

による改正前の法律第五十五号附則第四十二条及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
一の六 四十七号法律第八十号による改正前の法律第五十五号附則第四十二条及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
一の七 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号。以下この項において「四十九号法律第九十三号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十二条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
一の八 法律第五十五号附則第四十二条の二及び第四十二条の三の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十七年九月三十日
一の九 法律第五十五号附則第四十二条の四の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十八年九月三十日
一の十 法律第五十五号附則第四十二条の五の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号。以下この項において「四十八号法律第六十号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十四条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
二の二 四十九号法律第九十三号による改正前の法律第五十五号附則第四十五条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十七条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の四 法律第五十五号附則第四十八条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の五 法律第五十五号附則第四十九条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十三条の二の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
三の二 四十六号法律第八十一号による改正前の法律第五十五号附則第四十三条の二の規

による改正前の法律第五十五号附則第四十二条及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
一の六 四十七号法律第八十号による改正前の法律第五十五号附則第四十二条及び第四十三条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十七年九月三十日
一の七 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十三号。以下この項において「四十九号法律第九十三号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十二条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
一の八 法律第五十五号附則第四十二条の二及び第四十二条の三の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十七年九月三十日
一の九 法律第五十五号附則第四十二条の四の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十八年九月三十日
一の十 法律第五十五号附則第四十二条の五の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六十号。以下この項において「四十八号法律第六十号」という。）による改正前の法律第五十五号附則第四十四条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
二の二 四十九号法律第九十三号による改正前の法律第五十五号附則第四十五条の規定に相当する退職年金条例の規定を改正する場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十七条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の四 法律第五十五号附則第四十八条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
二の五 法律第五十五号附則第四十九条の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月三十一日
三 法律第五十五号附則第四十三条の二の規定に相当する規定を設ける場合 昭和四十五年十二月三十一日
三の二 四十六号法律第八十一号による改正前の法律第五十五号附則第四十三条の二の規

定に相当する退職年金条例の規定を改正する
場合 昭和四十七年九月三十日

三 四十七年法律第八十号による改正前の
法律第五十五号附則第四十三條の二の規定
に相当する退職年金条例の規定を改正する場
合 昭和四十八年九月三十日

三 四十八年法律第六十号による改正前の
法律第五十五号附則第四十三條の二の規定
に相当する退職年金条例の規定を改正する場
合 昭和四十九年九月三十日

三 四十九年法律第九十三号による改正前
の法律第五十五号附則第四十三條の二の規
定に相当する退職年金条例の規定を改正する
場合 昭和五十年八月三十一日

三 五十年法律第五十一号による改正前の法
律第五十五号附則第四十三條の二の規定に
相当する退職年金条例の規定を改正する場
合 昭和五十二年六月三十日

四 法律第五十五号附則第四十一條の二の規
定に相当する規定を設ける場合 昭和四十二
年九月三十日

五 四十七年法律第八十号による改正前の法律
第五十五号附則第四十一條の二の規定に相
当する退職年金条例の規定を改正する場合
昭和四十八年九月三十日

六 法律第五十五号附則第四十一條の三の規
定に相当する規定を設ける場合 昭和五十三
年七月三十一日

七 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十
四年法律第九十一号）による改正前の法律第
百五十五号附則第三十條の規定に相当する退
職年金条例の規定を改正する場合 昭和四十
五年十二月三十一日

八 法律第五十五号附則第四十四條の規定に
相当する規定を設ける場合 昭和四十九年九
月三十日

八 法律第五十五号附則第四十四條の二
の規定に相当する規定を設ける場合 昭和五
十一年十一月三十日

九 法律第五十五号附則第四十五條の規定に
相当する規定を設ける場合 昭和五十年八月
三十一日

十 法律第五十五号附則第四十四條の三の規
定に相当する規定を設ける場合 昭和五十五
年九月三十日
（令附則第五十三條の三に規定する総務省令で
定める場合）
第五條の二 令附則第五十三條の三第十号の二に
規定する総務省令で定める場合は、恩給法の一

部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七
号）による改正前の恩給法（大正十二年法律第
四十八号）第十九條第二項に規定する準文官又
は準教育職員に相当する者の勤続年数の二分
の一に相当する年数に年金条例職員期間に通
算する規定を設けている退職年金条例を改正す
る場合とする。
（令附則第五十三條の三の二第七項に規定する
総務省令で定める金額）

第五條の三 令附則第五十三條の三の二第七項に
規定する総務省令で定める金額は、次の各号に
掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とす
る。
一 旧沖繩県町村吏員恩給組合恩給条例（以下
この条において「旧沖繩恩給条例」という。）
の規定による恩給組合条例の退職料に相当す
る給付を支給する場合 旧沖繩恩給条例の規
定による恩給組合条例の退職給付金に相当す
る給付の額又は沖繩の旧公務員退職年金法
（千九百六十五年立法第六百号）の規定による
退職一時金若しくは障害一時金の額の合算額
の十五分の一に相当する金額

二 旧沖繩恩給条例の規定による恩給組合条例
の遺族年金に相当する給付を支給する場合
旧沖繩恩給条例の規定による恩給組合条例の
退職給付金に相当する給付の額又は沖繩の旧
公務員退職年金法の規定による退職一時金、
障害一時金若しくは遺族一時金の額の合算額
の十分の一に相当する金額
（令附則第五十三條の八の六第三項に規定する
総務省令で定める給付）

第五條の四 令附則第五十三條の八の六第三項に
規定する総務省令で定める給付は、一時恩給、
一時扶助料、退職給付金又は退職年金条例の遺
族一時金とする。
（令附則第五十三條の十二に規定する総務省令
で定めるもの）

第五條の五 令附則第五十三條の十二に規定する
総務省令で定めるものは、次に掲げる給付とす
る。
一 退職年金条例（恩給組合条例を除く。）の
規定による遺族年金
二 二以上の恩給組合条例の規定による遺族年
金にあつては、当該恩給組合条例の適用を受
けていた者が法の施行日（法附則第一條本文
に規定する施行日をいう。）の直前に適用を
受けていた恩給組合条例の規定による遺族
年金

（令附則第五十三條の十三の二第一項に規定す
る総務省令で定める特別の事情のある者等）
第五條の六 令附則第五十三條の十三の二第一項
第一号に規定する総務省令で定める特別の事情
のある者は、同号ロ又は第三項第二号に掲げる
事由により退職し、当該事由の継続により当該
退職の日から起算して五年以内に再び職員とな
ることが困難であつた者とする。

2 令附則第五十三條の十三の二第一項第一号に
規定する総務省令で定める期限は、前項に定め
る退職に係る事由及び当該事由の継続状況を参
照して総務大臣が定める日までとする。
3 令附則第五十三條の十三の二第一項第一号二
に規定する総務省令で定める事由は、次のとお
りとする。
一 勤務公署の移転
二 長期にわたる傷病
三 三親等内の親族の長期にわたる療養のため
の看護
四 前三号に掲げるもののほかこれらに準ずる
ものとして総務大臣が相当と認める事由

4 令附則第五十三條の十三の二第一項第二号に
規定する総務省令で定める者は、昭和二十年九
月二日以前の総務大臣が定める地域における地
方公共団体に準ずるものとして総務大臣が定め
る団体の常勤の職員とする。
5 令附則第五十三條の十三の二第一項第三号に
規定する総務省令で定める期間は、次に掲げる
期間とする。
一 令附則第五十三條の十三の二第一項第二号
に規定する外地官署所属職員として勤務した
期間に引き続く職員であつた期間
二 召集等により兵役に服するため退職した後
他に就職することなく兵役に服した者で、当
該召集等の解除等の日から三年を経過する日
の前日までの間に職員となり、施行日の前日
まで引き続き職員であつたものの当該兵役
に服した期間に引き続く職員であつた期間
三 前二号に掲げる期間に準ずるものとして総
務大臣が相当と認める期間
（琉球政府等の職員に準ずる者）

第五條の七 令附則第五十三條の十四第二号に規
定する総務省令で定めるものは、奄美群島の区
域において勤務していた次の各号に掲げる者と
する。
一 奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の
恩給等の特別措置に関する政令（昭和三十年

政令第二百九十八号。以下「特別措置に関す
る政令」という。）第一条に規定する琉球政
府等の職員で同令別表第三（第十八項を除
く。次号において同じ。）に掲げる職員以外
の職員
二 琉球政府及び特別措置に関する政令別表第
一に掲げる機関に所属する職員で同令別表第
二第五号に掲げる職員（同令別表第二第二号
及び第四号に掲げる職員に相当する者並びに
同令別表第三に掲げる職員に相当する者を除
く。）
（平均給料月額額の計算の特例が適用されない休
職等の期間）

第五條の八 地方公務員等共済組合法等の一部を
改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政
令（昭和六十一年政令第五十八号。以下「昭和
六十一年経過措置政令」という。）第五條第一
項第三号に規定する総務省令で定める期間は、
令第二條第一号から第三号までに掲げる者に該
当する者であつた期間のうち、その期間に係る
人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基
準）第四十四條の規定による俸給月額額の調整
（これに相当する他の法令の規定による俸給月
額の調整を含む。）に相当する地方公共団体の
条例その他の規程の規定による給料の調整が行
われなかつた期間とする。

第二章 連合会
第一節 市町村連合会
（市町村連合会の経理単位）
第六條 市町村連合会の経理は、厚生年金保険経
理、退職等年金経理、災害給付経理、保健給付
経理及び業務経理の各経理単位に区分して行う
ものとする。
2 厚生年金保険経理は、厚生年金保険給付及び
これに準ずる給付、厚生年金保険法第八十四條
の五第一項に規定する拠出金（以下「厚生年金
拠出金」という。）及び国民年金法第九十四條
の二第二項に規定する基礎年金拠出金並びに厚
生年金保険法第八十四條の三に規定する交付金
（以下「厚生年金交付金」という。）及び昭和六
十年国民年金等改正法附則第三十五條第二項の
規定による交付金に関する取引を経理するもの
とする。
3 退職等年金経理は、退職等年金給付に関する
取引を経理するものとする。
4 災害給付経理は、災害給付積立金に関する取
引を経理するものとする。

5 保健給付経理は、市町村連合会を組織する組
合が法第十二条第一項第一号及び第一号の二
並びに法第十二条の二に規定する事業を円滑
に行うために市町村連合会が行う事業に関する
取引を経理するものとする。

6 業務経理は、法第二十七条第二項及び第三項
(第三号及び第四号を除く。)に規定する市町村
連合会の業務及び事業に関する取引を経理する
ものとする。

7 市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四
条の三第一項の事業(以下この項において「市
町村連合会が行う共同事業」という。)を行う
場合においては、第一項及び第十一条の四第二
項において準用する施行規程第六條第一項に規
定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町
村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設け
ることができる。

第七條 削除

第八條 市町村連合会の厚生年金保険経理、退職
等年金経理、災害給付経理、保健給付経理及び
業務経理における資産勘定、負債勘定、資本勘
定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目
は、別表第一号表による。

第九條 (出納計算表の提出)

市町村連合会の出納主任は、毎月末日に
おいて、元帳を締め切り、経理単位ごとに別紙
様式第一号の二による出納計算表を作成し、出
納役の証明を受けた後、翌月五日までに、市町
村連合会の理事長に提出しなければならない。
(決算精算表の提出)

第十條 市町村連合会の出納主任は、毎事業年度
末日において、決算整理をし、元帳及び補助簿
を締め切り、経理単位ごとに別紙様式第二号に
よる決算精算表を作成し、出納役の証明を受け
た後、翌事業年度四月末日までに、市町村連合
会の理事長に提出しなければならない。
(事業報告書)

第十一條 災害給付経理においては、毎事業年度
末日において、当該事業年度の利益金を災害給
付積立金として積み立てなければならない。
(災害給付積立金の積立)

第十二條 指定都市職員共済組合、市町村職
員共済組合及び都市職員共済組合(以下「指定

都市職員共済組合等」という。)は、災害給付
を行う必要があるときは、直ちに、必要な資金
の交付を市町村連合会に請求するものとする。
(資金の繰入)

第十一條の三 市町村連合会は、厚生年金保険給
付及び退職等年金給付の事務に要する費用の額
から法第十六條第三項の規定により指定都市
職員共済組合等から払込みがあつた額を控除し
て得た額を厚生年金保険経理及び退職等年金経
理から業務経理に繰り入れることができる。こ
の場合において、業務経理に繰り入れる額は、
総務大臣が厚生年金保険経理及び退職等年金経
理についてそれぞれ定める金額の範囲内におい
て定款で定める金額に市町村連合会を組織する
組合に属する組合員数を乗じて得た額を限度と
しなければならない。

2 市町村連合会は、前項の規定にかかわらず、
総務大臣の承認を受けて、総務大臣が定める金
額を超えて同項に規定する定款で定める金額を
定めることができる。

3 市町村連合会は、保健給付経理の財源を第十
一條の四第二項において準用する施行規程第六
條第一項第九号に規定する宿泊経理に繰り入れ
ることができる。

第十一條の三の二 削除

第十一條の三の三 令第十七條の二第一項第六号
(構成組合に行わせることができる業務)
に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げ
る業務とする。

- 一 厚生年金保険法第七十八條の二第二項に規
定する標準報酬改定請求の受理及びその請求
に係る事実についての審査を行うこと。
- 二 厚生年金保険法第七十八條の四第一項に規
定する標準報酬改定請求を行うために必要な
情報の提供の請求の受理及び当該情報を提供
すること。
- 三 厚生年金保険法第七十八條の五に規定する
必要な資料を提供すること。
- 四 厚生年金保険法第七十八條の十四第一項に
規定する特定被保険者及び被扶養配偶者につ
いての標準報酬の改定又は決定に係る請求の
受理及びその請求に係る事実についての審査
を行うこと。

五 平成二十四年一元化法附則第六十三條第一
項各号に規定する退職一時金及びその給付に
係る利子に相当する額の返還を請求し、若し
くはこれを受け、又はその額に相当する金額

を厚生年金保険給付から控除することにより
返還する旨の申出を受けること。
六 法第四十四條の二十五の二及び厚生年金
保険法百條の二の規定に係る資料を作成す
ること。

七 国民年金法第八條第一項及び第二項並び
に同法附則第八條に規定する資料を作成する
こと。

八 施行規程第九十一條の三第一項に規定する
みなし組合員原票を備え、必要な事項を記載
して整理すること。

九 施行規程第九十一條の五第一項に規定する
被扶養配偶者みなし組合員原票を備え、必要
な事項を記載して整理すること。

十 施行規程第四章第一節及び第三節に規定す
る請求書、申請書、申出書又は届書の受理及
びこれらの書類に係る事実についての審査を
行うこと。

十一 施行規程第二百一十一條第二項、第二百十
二條、第二百五十五條第一項及び第二百五十六條
第二項の規定に基づき年金証書を交付するこ
と。

十二 法による長期給付(第五号に規定する退
職一時金を除く。)の過誤払いの返還を請求
し、若しくはこれを受け、又は法による年金
である給付から控除することにより返還する
旨の申出を受けること。

第十一條の三の四 市町村連合会は、市町村連合
会を組織する組合に対し、令第十七條の二第一
項各号及び前条に規定する業務を行わせるた
めに必要な範囲内において、市町村連合会が有
する長期給付に係る受給権者の住所、氏名及び生
年月日、支給すべき年金の年金種別、支払開始
期日、支払金額及び振込金融機関並びに年金で
ある給付を受ける権利を有する者又は加給年金
額の対象者(厚生年金保険法第四十四條第二
項に規定する加給年金額の計算の基礎となる配偶
者若しくは子又は厚生年金保険法第五十條の二
第一項に規定する配偶者をいう。)の生存の事
実の確認結果その他の長期給付に係る情報を提
供するものとする。
(準用規定)

第十一條の四 施行規程第三條の規定は、市町村
連合会について準用する。この場合において、
同条中「法第十七條第一項」とあるのは、「法

第三十八條第一項において準用する法第十七條
第一項」と読み替えるものとする。
2 市町村連合会の行う事業の経理については、
この節に規定するもののほか、施行規程第二章
第二節(第六條第一項第一号から第七号まで、
第七條、第七條の二第二項、第二十五條第一
号、第六号及び第七号、第六十五條、第六十六
條並びに第八十三條を除き、同節の規定を施行
規程附則第一條の二第三項及び附則第一條の三
の規定において読み替えて準用する場合を含む。
)、附則第三條の二及び附則第三條の三の規
定を準用する。この場合において、施行規程第
六條第二項中「主務大臣」とあるのは「総務大
臣」と、施行規程第七條の二第一項中「保健経
理」とあるのは「保健給付経理」と、施行規程
第十二條第二項中「地方公共団体」とあるのは
「市町村連合会を組織する組合」と、施行規程
第十二條の二中「主務省令」とあるのは「総務
省令」と、「組合」とあるのは「市町村連合会」と、
施行規程第十二條の三中「組合(指定都市
職員共済組合等を除く。）」とあるのは「市町村
連合会」と、施行規程第十七條第一項中「組合
の」とあるのは「市町村連合会の」と、「法第
十八條第一項」とあるのは「法第三十八條にお
いて準用する法第十八條第一項」と、「法第百
四十一條第一項に規定する組合役員」とある
のは「法第四十一條第二項に規定する連合会
役員」と、施行規程第十八條第一項、第十九
條及び第二十條第一項中「組合」とあるのは
「市町村連合会」と、施行規程第二十五條第三
号中「短期経理における給付、標準報酬の月額
及び標準期末手当等の額と掛金との割合の前々
事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度
の推計並びに」とあるのは「災害給付経理にお
ける」と、施行規程第二十六條第二項第一号中
「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十
五條ただし書」と、同項第二号中「法第二十五
條」とあるのは「法第三十八條第一項において
準用する法第二十五條前段」と、「又は不動産
の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又
は市町村連合会を組織する組合に対する貸付
金」と、同項第五号中「法第十三條第五項に
規定する組合の事務に要する費用の組合員一人
当たりの額」とあるのは「市町村連合会を組織
する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、
同項第六号中「費用に充てることができる金額」と
あるのは「経費として市町村連合会を

組織する組合の市町村連合会に対する分担金の額」と、施行規程第三十条第一項第九号及び第三十四号中「他の組合」とあるのは「組合若しくは地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第五十八条第三項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「前項」とあるのは「前項及び地方公務員等共済組合法施行規則第八條」と、施行規程第六十七條第一項中「同条第三項」とあるのは「法第三十八條第一項において準用する法第二十二條第三項」と、同条第二項第一号イ及び第三号ロ中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、同条第三項第一号中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「運営審議会又は組合会」とあるのは「總會」と、同項第三号イからハまでの規定及び第四号中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、施行規程第六十七條の二中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條第一項において準用する法第二十二條第三項」と、「地方職員共済組合等」にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は「官報」として指定都市の官報」とあるのは「官報」として施行規程第六十七條の三中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條第一項において準用する法第二十二條第三項」と、施行規程第六十九條第二項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と読み替へるものとする。

3 施行規程第六十五條及び第六十八條の規定は市町村連合会について、施行規程第七十一條の規定は市町村連合会の理事長について準用する。

2 厚生年金保険給付調整経理は、法第三十八條の八第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金、厚生年金拠出金並びに法第六十六條の二に規定する財政調整拠出金（法第六十六條の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八號）第二百二條の二に規定する財政調整拠出金（同法第二百二條の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引を經理するものとする。

11 地方公務員共済組合連合会（地方公務員共済組合連合会の經理單位）
第十一條の五 地方公務員共済組合連合会の經理は、厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理、基礎年金拠出金経理、厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理、介護保険経理、国民健康保険経理、後期高齢者医療経理、個人住民税経理及び業務經理の各經理單位に区分して行うものとする。

2 厚生年金保険給付調整経理は、法第三十八條の八第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金、厚生年金拠出金並びに法第六十六條の二に規定する財政調整拠出金（法第六十六條の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八號）第二百二條の二に規定する財政調整拠出金（同法第二百二條の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引を經理するものとする。

3 退職等年金給付調整経理は、法第三十八條の八の二第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金並びに法第六十六條の二に規定する財政調整拠出金（法第六十六條の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）及び国家公務員共済組合法第二百二條の二に規定する財政調整拠出金（同法第二百二條の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。）に関する取引を經理するものとする。

4 厚生年金拠出金経理は、厚生年金拠出金及び厚生年金交付金に関する取引を經理するものとする。

5 基礎年金拠出金経理は、基礎年金拠出金（国民年金法第九十四條の二第二項に規定する基礎年金拠出金をいう。以下同じ。）及び昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五條第二項の規定による交付金（以下「基礎年金交付金」という。）に関する取引を經理するものとする。

6 厚生年金保険預託経理は、組合及び市町村連合会から地方公務員共済組合連合会に預託された資金（法第二十四條に規定する厚生年金保険給付組合積立金に係る資金に限る。）及び地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金に係る資金の一部に関する取引を經理するものとする。

7 退職等年金預託経理は、組合及び市町村連合会から地方公務員共済組合連合会に預託された資金（法第二十四條の二に規定する退職等年金給付組合積立金に係る資金に限る。）及び地方公務員共済組合連合会の退職等年金給付調整積立金に係る資金の一部に関する取引を經理するものとする。

8 介護保険経理、国民健康保険経理、後期高齢者医療経理及び個人住民税経理は、法第三十八條の二第三項に規定する特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する取引を經理するものとする。

9 業務經理は、法第三十八條の二第二項及び第三項に規定する地方公務員共済組合連合会の事業に関する取引（第二項から第七項までに規定する取引を除く。）を經理するものとする。

（資金の繰入）
第十一條の五の二 地方公務員共済組合連合会は、地方公務員共済組合連合会の事務に要する費用の額から法第十三條第五項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として必要な資金を厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理から業務經理に繰り入れることができる。

第十一條の六 削除
（勘定科目）
第十一條の七 地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整経理、退職等年金給付調整経理、厚生年金拠出金経理、基礎年金拠出金経理、厚生年金保険預託経理、退職等年金預託経理、介護保険経理、国民健康保険経理、後期高齢者医療経理、個人住民税経理及び業務經理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、別表第二号表による。

（法第三十八條の二第三項に規定する総務省令で定める事業）
第十一條の七の二 法第三十八條の二第三項に規定する総務省令で定める事業は、次のとおりとする。

一 法第四十四條の二五の二並びに国民年金法第八條第一項及び第二項並びに同法附則第八條の規定による資料の提供等に係る組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会、次号及び第三号において同じ。）と厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の経由に係る事業

二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四號）第一条第一項第五号に規定する申請等に関する情報の提供等に係る組合と厚生労働大臣、国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団の経由に係る事業

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七號）第十九條第八号の規定により組合及び市町村連合会が同法第二條第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを使用するために必要となる情報システムの開発及び運用に関する事業

四 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二號）第四十五條の二から第四十五條の六ま

で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八號）第二十五條から第三十二條まで並びに国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二號）第二十九條の十一及び第二十九條の十五から第二十九條の二十二までにおいて準用する介護保険法（平成九年法律第二百二十三號）の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業

五 介護保険法施行令第四十五條の二から第四十五條の六まで、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第二十五條から第三十二條まで並びに国民健康保険法施行令第二十九條の十一及び第二十九條の十五から第二十九條の二十二までにおいて準用する介護保険法の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業

六 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五號）第四十八條の九の十七又は第五十六條の八十九の十の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業

七 地方税法施行令第四十八條の九の十八又は第五十六條の八十九の十一の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業

八 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六號）第六十五條の四の二の規定による通知の経由に係る事業及び当該通知に係る情報の管理に関する事業

（厚生年金保険給付調整積立金の払込み）
第十一條の八 組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会）は、厚生年金保険給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務大臣の定めるところにより、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれの下欄に掲げる期日まで、地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

法第二十四條（法第三十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生年金保険給付組合積立金の当該事業年度中における増加見込額に、百分の三十を乗じて得た金額（以下この条において「厚生年金保険給付組合積立金の当該事業年度増加見込額の百分の三十相当額」という。）の百分の十五に相当する金額	七月末
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

厚生年金保険給付組合積立金の当該事業年度増加見込額の百分の三十相当額の百分の三十五に相当する金額	十月末
厚生年金保険給付組合積立金の当該事業年度増加見込額の百分の三十相当額の百分の二十五に相当する金額	一月末
厚生年金保険給付組合積立金の当該事業年度増加見込額の百分の三十相当額から、当該金額のうち当該事業年度において既に払込みをした金額を控除した金額	三月十二日

（退職等年金給付調整積立金の払込み）

第十一条の九 組合（指定都市職員共済組合等にあっては、市町村連合会）は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務大臣の定めるところにより、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれの下欄に掲げる期日までに、地方公務員共済組合連合会に払い込まなければならない。

当該事業年度における法第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額に百分の五を乗じて得た金額（以下この条において「当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額」という。）の百分の十五に相当する金額	七月末日
当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額の百分の三十五に相当する金額	十月末日
当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額の百分の二十五に相当する金額	一月末日
当該事業年度の掛金等の見込額の百分の五相当額から、当該金額のうち当該事業年度において既に払込みをした金額を控除した金額	三月二十日

（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）

第十一条の十 厚生年金保険給付調整積立金においては、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てるものとする。

2 厚生年金保険給付調整積立金においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付調整積立金を取り崩すものとする。

（退職等年金給付調整積立金の積立て）

第十一条の十一 令第二十一条の二第二項に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合の請求に基づき、退職等年金給付の支給期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額について行うものとする。

2 退職等年金給付調整積立金においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付調整積立金を取り崩すものとする。

（資金の運用の特例）

第十一条の十二 地方公務員共済組合連合会（総務大臣の定めるところにより、厚生年金保険給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する厚生年金保険給付調整積立金等資金をいう。）及び退職等年金給付調整積立金等資金（令第二十一条の三の規定により読み替えられた令第十六条第一項に規定する退職等年金給付調整積立金等資金をいう。）を、地方債又は地方公共団体金融機構の発行する債券の取得により運用するように努めなければならない。）（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金に要する資金の交付）

第十一条の十三 令第二十一条の二第二項に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合（指定都市職員共済組合等）にあっては、市町村連合会（以下この条及び次条において同じ。）の請求に基づき、厚生年金保険給付の支払期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額について行うものとする。

2 当該組合の当該支払期月における厚生年金拠出金の負担に要する費用（基礎年金拠出金の負担に要する費用並びに厚生年金保険給付並びに厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額

二 当該組合の当該支払期月の前月の末日における厚生年金保険給付の資産の総額の見込額から当該経理の負債の総額の見込額を控除して得た額

2 前項の規定により組合に交付することとなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（退職等年金給付に要する資金の交付）

第十一条の十二 令第二十一条の二第二項に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合の請求に基づき、退職等年金給付の支給期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額について行うものとする。

2 退職等年金給付調整積立金においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付調整積立金を取り崩すものとする。

（資金の運用の特例）

第十一条の十三 令第二十一条の二第二項に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合（指定都市職員共済組合等）にあっては、市町村連合会（以下この条及び次条において同じ。）の請求に基づき、厚生年金保険給付の支払期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額について行うものとする。

2 当該組合の当該支払期月における退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額

二 当該組合の当該支払期月の前月の末日における退職等年金給付の資産の総額の見込額から当該経理の負債の総額の見込額を控除して得た額

2 前項の規定により組合に交付することとなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（厚生年金拠出金に係る負担）

第十一条の十四 厚生年金保険法施行令（昭和十九年政令第十号）第四条の二の十三第一項の規定により組合（指定都市職員共済組合等にあっては、市町村連合会。次項において同じ。）が当該事業年度において負担すべきこととなる金額は、同令第四条の二の十一第一項又は第四項の規定により地方公務員共済組合連合会が政府に納付する概算拠出金の額を当該事業年度における地方公務員共済組合連合会に係る拠出金の額とみなして同令第四条の二の十三の規定の例により算定するものとする。

2 前項の規定により組合が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（厚生年金拠出金に係る負担額の算定に係る率）

第十一条の十五 厚生年金保険法施行令（昭和十九年政令第十号）第四条の二の十三第二項第一号に掲げる率は、総務大臣の定めるところにより、同号に規定する除して得た率とする。

2 当該組合の当該支払期月における厚生年金拠出金の負担に要する費用（基礎年金拠出金の負担に要する費用並びに厚生年金保険給付並びに厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額

二 当該組合の当該支払期月の前月の末日における厚生年金保険給付の資産の総額の見込額から当該経理の負債の総額の見込額を控除して得た額

2 前項の規定により組合に交付することとなる額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

う。以下同じ。及び標準賞与額（厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。以下同じ。）の合計額をいう。以下同じ。の総額に対する当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（市町村連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合等の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）の割合を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により組合（指定都市職員共済組合）にあつては、市町村連合会が負担すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（厚生年金交付金の交付）

第十一条の十四の二 厚生年金保険法施行令第四条の二の七の規定により地方公務員共済組合連合会が当該事業年度において組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会。次項において同じ。）に交付すべきこととなる金額は、同令第四条の二の五第一項又は第四項の規定により政府が地方公務員共済組合連合会に交付する交付金の見込額を当該事業年度における組合に対する交付金の額とみなして同令第四条の二の七の規定の例により算定するものとする。

2 前項の規定により組合に交付すべきこととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（基礎年金交付金の交付）

第十一条の十五 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第六十条の規定により地方公務員共済組合連合会が毎年度において組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会）に交付すべきこととなる金額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十五条第二項の規定により地方公務員共済組合連合会に交付されることとなる基礎年金交付金の額に当該事業年度におけるすべての組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（市町村連合会にあつては、すべての指定都市職員共済組合等の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額）の割合を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により組合（指定都市職員共済組合等）にあつては、市町村連合会）に交付すべき

こととなる金額の支払その他必要な事項については、総務大臣の定めるところによる。

（準用規定）

第十一条の十六 施行規程第三条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。この場合において、同条中「法第十七条第一項」とあるのは、「法第三十八条の九第一項において準用する法第十七条第一項」と読み替えるものとする。

2 地方公務員共済組合連合会が行う事業の経理

については、この節に規定するもののほか、第九条及び第十條並びに施行規程第二章第二節（第六条、第七條、第七條の二、第十一條の三、第二十五條第一號、第三號、第六號及び第七號、第六十五條、第六十六條並びに第八十三條から第八十三條の三までを除く。）附則第三条の二及び附則第三条の三の規定を準用する。この場合において、施行規程第十二條第二項中「厚生年金保険経理及び退職等年金経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理及び退職等年金給付調整経理」と、「地方公共団体」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会」と、同項第一号中「厚生年金保険経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理」と、同項第二号中「退職等年金給付調整経理」とあるのは「退職等年金給付調整経理」と、施行規程第十三條第一項第一号中「厚生年金保険経理」とあるのは「退職等年金給付調整経理」と、施行規程第十七條第一項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、「法第十八條第一項」とあるのは「法第三十八條の九第一項において準用する法第十八條第一項」と、「法第四十一條第一項」に規定する組合役職員」とあるのは「法第四十一條第二項に規定する連合会役職員」と、施行規程第十八條第一項、第十九條及び第二十二條第一項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第二十五條第四号中「厚生年金保険経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」と組合員保険料（法第十四條第一項に規定する組合員保険料をいう。以下同じ。）との割合の前々事業年度

の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理における」と、同条第五号中「退職等年金経理における給付、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」と掛金との割合の前々事業年度の実績、前事業年度及び当該事業年度の推計並びに」とあるのは「退職等年金給付調整経理における」と、施行規程第二十六條第二項第一号中「法第二十三條第一項」とあるのは「法第三十八條の九第一項において準用する法第二十五條」とあるのは「法第三十八條の九第一項において準用する法第二十五條前段」と、「又は不動産の取得」とあるのは「若しくは不動産の取得又は組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）若しくは市町村連合会に対する貸付金」と、同項第五号中「法第十三條第五項に規定する組合の事務に要する費用の組合員一人当たりの額」とあるのは「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）にあつては、市町村連合会）の地方公務員共済組合連合会に対する分担金の額」と、施行規程第三十條第一項第九号及び第三十四條中「他の組合」とあるのは「組合若しくは市町村連合会」と、施行規程第五十八條第三項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、「前項」とあるのは「地方公務員共済組合連合会施行規則第十一條の七」と、施行規程第六十七條第一項中「同条第三項」とあるのは「法第三十八條の九第一項において準用する法第二十二條第三項」と、同条第二項第一号イ及び第三号ロ中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、同条第三項第一号中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、「運営審議会又は組合」とあるのは「運営審議会」と、同項第三号イからハまでの規定及び第四号中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第六十七條の二中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條の九第一項において準用する法第二十二條第三項」と、「地方職員共済組合等」にあつては官報により、都職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては都道府県の公報により、指定都市職員共済組合にあつては指定都市の公報」とあるのは「官報」と、施行規程第六十七條の三中「法第二十二條第三項」とあるのは「法第三十八條の九

第一項において準用する法第二十二條第三項」と、施行規程第六十九條第二項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、施行規程第七十二條第三項中「厚生年金保険経理の厚生年金保険給付組合積立金又は退職等年金経理の退職等年金給付組合積立金」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理の厚生年金保険給付調整積立金又は退職等年金給付調整経理の退職等年金給付調整積立金」と、施行規程附則第三条の三中「厚生年金保険経理」とあるのは「厚生年金保険給付調整経理」と読み替えるものとする。

3 施行規程第六十五條、第六十八條及び第六十九條の規定は地方公務員共済組合連合会

について、施行規程第七十一條の規定は地方公務員共済組合連合会の理事長について準用する。

第二章の二 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

（実施機関積立金の運用報告書の記載事項等）

第十一条の十七 法百二十二條の六第一項から第三項までに規定する運用報告書に記載すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該事業年度における実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九條の二に規定する実施機関積立金をいう。以下同じ。）の資産の額の構成割合
- 二 当該事業年度における実施機関積立金の資産の構成割合
- 三 当該事業年度における実施機関積立金の運用収入の額
- 四 厚生年金保険法施行令第三条の十五各号に掲げる方法による運用の状況
- 五 実施機関積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項
- 六 実施機関積立金の運用利回り
- 七 実施機関積立金の運用に関するリスク管理の状況
- 八 運用手法別の運用の状況（実施機関（法百二十二條の三第三項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）が令第十六條の二第一項第三号本文、同号ハ及び同項第四号（令第二十二條及び第二十一條の三の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法で運用する場合にあつては、当該運用に関する契約の相手方の選定、管理の状況等を含む。）
- 九 実施機関における株式に係る議決権の行使に関する状況等

項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項又は第二十三條の三第一項の規定により第三号厚生年金被保険者である団体組合員の同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額（以下この項において「厚生年金保険の標準報酬月額」という。）を決定し又は改定したときは、その旨を当該団体組合員に通知しなければならない。この場合において、地方職員共済組合は、当該決定し又は改定した標準報酬月額及び厚生年金保険の標準報酬月額を当該団体組合員を使用する団体に通知しなければならない。

3 団体は、地方職員共済組合に代わつて、前項前段の通知をすることができる。この場合において、地方職員共済組合は同項前段の通知をしたものとみなす。

第十二条の十の三 地方職員共済組合は、団体組合員を使用する団体が、健康保険法第四十九条第一項の規定による標準報酬の決定又は改定に係る通知を受けたときは、当該団体より当該通知に係る書類の写しの提出を受け、当該写しに記載された標準報酬のうち標準賞与額（同法第四十五条第一項の規定により決定される標準賞与額をいう。次項において同じ。）を参酌して当該団体組合員の標準期末手当等の額を決定するものとする。

2 地方職員共済組合は、法第四十四条第一項（同条第一項又は第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により団体組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第三号厚生年金被保険者である団体組合員の同条第一項に規定する標準賞与額（以下この項において「厚生年金保険の標準賞与額」という。）を決定したときは、その旨を当該団体組合員に通知しなければならない。この場合において、地方職員共済組合は、当該決定した標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額を当該団体組合員を使用する団体に通知しなければならない。

3 団体は、地方職員共済組合に代わつて、前項前段の通知をすることができる。この場合において、地方職員共済組合は同項前段の通知をしたものとみなす。

第十二条の十一 施行規程第六十四の十一の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る返還

金債権への充当について、施行規程第六十五條の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る書類の保存期限について、施行規程第六十七條第二項の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る事業報告書について、施行規程第六十八條から第六十七一條までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る業務及び財産の状況の監査について、施行規程第七十四條（第一項第三号を除く。）の規定は団体組合員に係る請求書等の証明について、施行規程第七十八條の二の規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る継続長期組合員となつた者の資格取得の届出等について、施行規程第八十七條から第九十條までの規定は地方職員共済組合の団体組合員に係る電子情報処理組織による申請等について準用する。この場合において、施行規程第六十四條の十一中「法第八十三條」とあるのは「法第四十四條の三第二項の規定により読み替えられた法第八十三條」と、施行規程第七十四條中「所属機関」とあるのは「団体」と読み替へるものとする。

2 第十二條の八第二項の規定は、前項において準用する場合について準用する。

第十三條から第十七條まで 削除

第四章 削除

第五章 管理組合（資金の繰入れ）

第十八條 法附則第二十一條第二項の一部事務組合（以下「管理組合」という。）は、管理經理における資産の運用によつて生ずる当該会計年度における利益金のうち当該資産を年三・二パーセントで運用したとする場合における利益金を超える部分に相当する額の範囲内において、当該經理から必要な資金を業務經理に繰り入れることができる。

第十九條 令附則第二十四條の事業計画概要は別紙様式第三号によるものとし、当該事業計画概要には次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 管理組合を組織する地方公共団体の数

二 管理組合に使用される者の数及び当該会計年度に予定される異動

三 管理經理及び業務經理における当該会計年度の資金計画

四 管理經理における資産の構成割合

五 前各号に掲げるもののほか、自治大臣の定める事項

2 令附則第二十四條の予算総則は別紙様式第四号によるものとし、当該予算総則には次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 資産の運用として行なう有価証券の取得の最高限度額

二 不動産を処分する場合における最低限度額

三 重要な不動産を取得及び処分する場合における最高限度額及び最低限度額

四 第十八條の規定により管理經理から業務經理へ繰り入れる資金の最高限度額

五 業務經理における人件費及び事務費の最高限度額

六 前各号に掲げるもののほか、自治大臣の定める事項

3 令附則第二十四條の予定損益計算書は別紙様式第五号によるものとし、当該予定損益計算書には前前会計年度における実績を基礎とし、前会計年度及び当該会計年度における推計を表示しなければならない。

4 令附則第二十四條の予定貸借対照表は別紙様式第六号によるものとし、当該予定貸借対照表には前前会計年度末日における貸借対照表を基礎とし、前会計年度末日及び当該会計年度末日における推計を表示しなければならない。

（勘定区分及び勘定科目）

第二十條 各經理單位においては、資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定を設け、取引の整理を行なうものとする。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は、經理單位ごとに、別表第三号表による。

3 管理者は、經理上特に必要がある場合には、都道府県知事の承認を受けて前項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。

（出納計算表）

第二十一條 令附則第二十七條の出納計算表は、別紙様式第七号によるものとする。

（決算精算表の作成等）

第二十二條 管理組合は、毎会計年度末日において、各經理單位ごとに別紙様式第八号による決算精算表を作成し、当該会計年度終了後四十五日以内に、その写しを自治大臣に提出しなければならない。

（財産目録の作成等）

第二十三條 管理組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は別紙様式第九号によるものとする。

し、当該財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書は各經理單位ごとに作成しなければならない。

（利益剰余金及び欠損金の処分）

第二十四條 管理經理においては、毎会計年度末日において、当該会計年度の利益金を払込準備金として積み立てなければならない。

2 管理經理における毎会計年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、払込準備金を取り崩して補てんするものとする。

3 業務經理においては、毎会計年度における決算上の利益剰余金又は欠損金を翌会計年度に繰り越すものとする。

（書類の経由）

第二十五條 管理者がこの章の規定により、自治大臣に対し書類を提出する場合は、都道府県知事を經由してしなければならない。

（準用規定）

第二十六條 管理組合の行う事業の經理については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節第二款（第十一條及び第十四條から第十六條までを除く。）及び第五款から第七款まで（第五十條、第五十四條の二、第五十四條の三、第五十五條から第五十八條まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十七條、第六十八條、第六十三條及び第六十七條から第六十九條までを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「厚生年金保険經理」とあるのは「管理經理」と、「組合の理事長」、「会計單位の長」又は「出納役」とあるのは「管理者」と、施行規程第十二條第二項中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は市町村職員共済組合」と、施行規程第三十條第一項第九号及び第三十四條中「他の組合」とあるのは「組合」と、施行規程第三十二條第二項ただし書及び第四十八條第一項第八号中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、施行規程第六十九條第二項中「組合の業務に従事する者」とあるのは「職員」と、施行規程第八十六條第一項中「第七條の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行規則第十八條の規定による繰入金」と読み替へるものとする。

し、当該財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書は各經理單位ごとに作成しなければならない。

（利益剰余金及び欠損金の処分）

第二十四條 管理經理においては、毎会計年度末日において、当該会計年度の利益金を払込準備金として積み立てなければならない。

2 管理經理における毎会計年度の欠損金は、前年度積立金を取り崩して補てんし、なお欠損金がある場合には、払込準備金を取り崩して補てんするものとする。

3 業務經理においては、毎会計年度における決算上の利益剰余金又は欠損金を翌会計年度に繰り越すものとする。

（書類の経由）

第二十五條 管理者がこの章の規定により、自治大臣に対し書類を提出する場合は、都道府県知事を經由してしなければならない。

（準用規定）

第二十六條 管理組合の行う事業の經理については、この章に規定するもののほか、施行規程第二章第二節第二款（第十一條及び第十四條から第十六條までを除く。）及び第五款から第七款まで（第五十條、第五十四條の二、第五十四條の三、第五十五條から第五十八條まで、第六十五條から第六十七條まで、第六十七條、第六十八條、第六十三條及び第六十七條から第六十九條までを除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「厚生年金保険經理」とあるのは「管理經理」と、「組合の理事長」、「会計單位の長」又は「出納役」とあるのは「管理者」と、施行規程第十二條第二項中「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は市町村職員共済組合」と、施行規程第三十條第一項第九号及び第三十四條中「他の組合」とあるのは「組合」と、施行規程第三十二條第二項ただし書及び第四十八條第一項第八号中「主務大臣」とあるのは「都道府県知事」と、施行規程第六十九條第二項中「組合の業務に従事する者」とあるのは「職員」と、施行規程第八十六條第一項中「第七條の二第一項の規定による繰入金又は同条第二項に規定する福祉事業の財源に係る金額」とあるのは「地方公務員等共済組合法施行規則第十八條の規定による繰入金」と読み替へるものとする。

(旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用の負担)

第二十七条 施行日前に旧町村職員恩給組合(法

附則第四条に規定する旧町村職員恩給組合をいう。以下この条において同じ。)を組織していた市町村の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合の条例の規定による給付の支払に要する費用については、当該市町村が負担する。この場合において、当該市町村は、毎年度、当該年度の前年度の当該給付の支払に要する費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額を市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

2 前項後段の規定は、令附則第七十三条第四項

の規定により施行法第三条第四項若しくは第五項又は第七項に規定する沖繩の退職料等又は樺太の退職料等の支払に要する費用を令附則第七十三条第四項各号に掲げる市町村が負担する場合について準用する。

3 前二項の規定による払込みは、市町村職員共

済組合の理事長の請求に基づき、毎年九月末日までに行なわなければならない。

4 市町村の廃置分合に伴う第一項に規定する各

市町村が負担する額については、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

5 市町村職員共済組合は、第三項に規定する払

込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(管理組合が解散した場合における管理組合組

織市町村の費用の負担)

第二十八条 法附則第十一条第五項の場合にお

いて、同項に規定する市町村が同条第二項第二号に掲げる費用として毎年度市町村職員共済組合に払い込むべき金額は、当該年度の前年度の同号の費用の額を当該年度の前年度の掛金の基礎となつた当該市町村の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額を基礎として按分した額とする。

2 法附則第十一条第五項の場合において、同項

の規定による管理組合の解散の日前に係る同条第二項各号に掲げる費用で市町村職員共済組合に払込みがされていないものがあるときは、管理組合を組織していた市町村は、当該費用を前項の規定の例により市町村職員共済組合に払い込まなければならない。

3 前二項の規定による払込みは、市町村職員共

済組合の理事長の請求に基づき、第一項の場合

にあつては毎年九月末日までに、前項の場合にあつては管理組合の解散の日の属する月の翌翌月の末日までに行なわなければならない。

4 市町村の廃置分合に伴う第一項に規定する各

市町村が負担する額については、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

5 市町村職員共済組合は、第三項に規定する払

込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和三十七年十二月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。(他の命令の廃止)

第二条 次に掲げる命令は、廃止する。

- 一 市町村職員共済組合法施行規則(昭和二十九年総理府令第九十号)
二 市町村職員共済組合法施行規則(昭和二十九年総理府令第九十一号)
三 町村職員恩給組合法施行規則(昭和三十一年総理府令第七十八号)
四 地方議会議員互助年金法施行規則(昭和三十六年自治省令第十四号)

第二条の二 被用者年金制度の一元化等を図るた

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号。次項において「平成二十七年経過措置政令」という。)第七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の法(以下この項において「改正前地共済法」という。)

第八十八條第一項に規定する総務省令で定める場合は、平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの受給権を取得した日又は改正前地共済法第八十九條第一項に規定する審査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定めるいずれかの状態に至つた場合とする。

- 一 障害等級の二級に該当する者 厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第四十七條の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態
二 障害等級の三級に該当する者 厚生年金保険法施行規則第四十七條の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態

2 平成二十七年経過措置政令第十四條第一項の

規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三條の規定による改正前の法(以下この項において「改正前地共済法」という。)

第八十八條第一項に規定する総務省令で定める場合は、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付のうち障害共済年金の受給権を取得した日又は改正前地共済法第八十九條第一項に規定する審査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるいずれかの状態に至つた場合とする。

- 一 障害等級の二級に該当する者 厚生年金保険法施行規則第四十七條の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態
二 障害等級の三級に該当する者 厚生年金保険法施行規則第四十七條の二の二第一項各号に掲げるいずれかの状態又は同条第二項各号に掲げるいずれかの状態

(旧連合会の設立のための事業計画及び予算の

作成)

第三条 法附則第九條第二項の規定により旧連合会(同項に規定する旧連合会をいう。以下この条において同じ。)の設立に関して作成される旧連合会の事業計画及び予算については、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年自治省令第二十五号)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則第八十一條の四第二項において準用する施行規程第二章第二節第四款の規定の例による。

(地方の組合の経過的長期給付に係る財務の特

例)

第四条 市町村連合会は、第六條第一項の規定にかかわらず、当分の間、平成二十四年一元化法

附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付(以下「地方の組合の経過的長期給付」という。)に関する取引を經理するための經理単位として経過的長期經理を設けるものとする。

2 市町村連合会の経過的長期經理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表第一による。

3 第九條、第十條及び第十一條の三第一項の規定は、第一項に規定する経過的長期經理について準用する。この場合において、同条第一項中「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十五條の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付」と、「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」とあるのは、「経過的長期經理」と読み替えるものとする。

第四条の二 地方公務員共済組合連合会は、第十一條の五第一項の規定にかかわらず、当分の間、平成二十四年一元化法附則第七十五條の三において準用する法第三十八條の八の二第二項の規定による払込金、同条第三項の規定による交付金並びに平成二十四年一元化法附則第七十六條第一項に規定する拠出金及び平成二十四年一元化法附則第七十條第一項に規定する拠出金に関する取引を經理するための經理単位として経過的長期給付調整經理を設けるものとする。

2 地方公務員共済組合連合会の経過的長期給付調整經理における資産勘定、負債勘定、資本勘定、利益勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表第二による。

3 第九條、第十條、第十一條の五の二、第十一條の十の二及び第十一條の十の三並びに施行規程第二章第二節(第六十一條から第七十條の一まで、第七十二條第一項、第七十三條の三、第七十四條、第七十八條第一項及び第二項、第六十五條、第六十六條、第六十九條から第七十一條まで、第七十二條第一項及び第二項、第七十三條から第八十三條の三まで並びに第八十五條から第八十八條までを除く。)の規定は、第一項に規定する経過的長期給付調整經理について準用する。この場合において、第十一條の五の二中「厚生年金保険給付調整經理及び退職等年金給付調整經理」とあるのは、「経過的長期給付調整經理」と、第十一條の十の二の見出し中「退職等年金

(地方職員共済組合が実施する団体組合員に係る財産形成事業に係る財務の特例等)

第六條の二 地方職員共済組合が実施する団体組合員に係る財産形成事業に対する財務に関する規定の適用については、附則第五条の二から第五條の五第一項までの規定を準用する。この場合において、附則第五条の二中「第十一条の四第二項又は第十一条の十六第二項において準用する施行規程第四條」とあるのは「第十二條の三第一項」と、附則第五条の三第一項中「第十一条の四第二項又は第十一条の十六第二項」とあるのは「第十二條の八第一項」と読み替えるものとする。

第六條の三 地方職員共済組合の理事長は、団体組合員に係る財産形成事業に関する取引の経理上特に必要がある場合には、総務大臣の承認を受けて前条において準用する附則第五条の五第一項の規定による勘定科目以外の勘定科目を設けることができる。
(改正前地共済法による年金である給付の届出等)

第六條の四 施行規程附則第十三條から第三十八條までの規定は、団体組合員に係る平成二十四年一元化法附則第六十條第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付及び同項に規定する旧地共済法による年金である給付について準用する。
(管理組合の貸付金の利率の特例)

第七條 旧町村職員恩給組合の長期経理の余剰金に係る地方公共団体への貸付金を、法附則第十一条第二項の規定により管理組合が承継した場合の当該貸付金の利率については、その返還期限が経過するまでの間、第二十六條において準用する施行規程第十二條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。
附則 (昭和三十八年四月一五日自治省令第一四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十九年七月一八日自治省令第一九号)
この省令は、昭和三十九年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
(団体共済組合の設立に係る運営規則、事業計画及び予算)

第二條 地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第五十二号) 附則

第二條第二項の規定により地方団体関係団体職員共済組合設立委員(「設立委員」という。以下同じ。)が定める団体共済組合の運営規則についてはこの省令による改正後の第十七條の二の規定の例により、設立委員が作成する団体共済組合の事業計画及び予算についてはこの省令による改正後の第十七條の七において準用する地方公務員共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号)第二章第二節第一款の規定の例による。
附則 (昭和四〇年六月三日自治省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四〇年一〇月一日自治省令第二七号)
この省令は、昭和四十年十月一日から施行する。
附則 (昭和四一年七月一日自治省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四一年九月二九日自治省令第二三三号)
この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。
附則 (昭和四一年一月一日自治省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四二年七月二二日自治省令第二一〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四二年九月三〇日自治省令第三〇号)
この省令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四三年一月二七日自治省令第三二二号)
この省令は、公布の日から施行し、第三条の二の改正規定は昭和四十三年十二月十四日から適用する。
附則 (昭和四四年一月二七日自治省令第三三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四五年三月三〇日自治省令第三五五号)
この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。
附則 (昭和四五年九月二九日自治省令第二二二号)

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附則 (昭和四六年三月二五日自治省令第六号)
この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
附則 (昭和四六年一〇月一日自治省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。
1 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十六條の五第一項の規定は、この省令の施行の日前に行なわれた廃置分合その他これに準ずる処分により市となつた町村の議会の議員に係る共済給付金の支給については、当該市となる処分が昭和四十六年九月末日に行なわれたものとみなして適用する。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。
3 改正後の規則第二十七條の規定は、この省令の施行の日前に解散した管理組合を組織していた市町村について適用する。この場合においては、同条第三項中「毎年九月末日」とあるのは「毎年九月末日(昭和四十五年度分については、昭和四十七年三月末日)」と、「管理組合の解散の日の属する月の翌翌月の末日」とあるのは「昭和四十七年三月末日」とする。
附則 (昭和四六年一月一日自治省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四七年三月二八日自治省令第二二二号)
この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附則 (昭和四六年三月二五日自治省令第六号)
この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
附則 (昭和四六年一〇月一日自治省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。
1 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十六條の五第一項の規定は、この省令の施行の日前に行なわれた廃置分合その他これに準ずる処分により市となつた町村の議会の議員に係る共済給付金の支給については、当該市となる処分が昭和四十六年九月末日に行なわれたものとみなして適用する。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。
3 改正後の規則第二十七條の規定は、この省令の施行の日前に解散した管理組合を組織していた市町村について適用する。この場合においては、同条第三項中「毎年九月末日」とあるのは「毎年九月末日(昭和四十五年度分については、昭和四十七年三月末日)」と、「管理組合の解散の日の属する月の翌翌月の末日」とあるのは「昭和四十七年三月末日」とする。
附則 (昭和四六年一月一日自治省令第二四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四七年三月二八日自治省令第二二二号)
この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

(施行期日)
第一條 この省令は、公布の日から施行する。
(沖繩の組合員であつた者等に対する長期給付等の額の特例)
第二條 復帰更新組合員(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。))第三百三十二條の二第一項第四号に規定する復帰更新組合員をいう。以下同じ。が特別措置法(施行法第三百三十二條の二第一項第一号)に規定する特別措置法をいう。以下同じ。の施行の日から起算して三年以内に退職又は死亡した場合において、地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)又は施行法の規定により算定した長期給付の額が、その者が同日の前日に退職又は死亡したとみなして沖繩の共済法(施行法第三百三十二條の二第一項第二号)に規定する沖繩の共済法をいう。以下同じ。の規定により算定した長期給付の額より少ないときは、当該長期給付の額を法又は施行法の規定による長期給付の額とする。
2 前項の場合において、復帰更新組合員を恩給に関する法令又は旧国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定の適用につき特別措置法の施行の日の前日に退職又は死亡したとみなしたならばその者又はその遺族が施行法第二條第一項第十四号又は第十八号に規定する退職年金等又は共済法の退職年金等を受ける権利を有することとなる場合にあつては、当該退職年金等又は共済法の退職年金等(施行法第三百三十二條の四第二項又は第三百三十二條の五第一項の規定により消滅しなかつた退職年金等又は共済法の退職年金等を除く。)の額を合算したものを前項の規定による沖繩の共済法の規定により算定した長期給付の額とする。
3 第一項の場合において、沖繩の共済法の規定による通算退職年金である長期給付の額を算定する場合については、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第七十二條の三第一項の規定に準じて行うものとする。
4 法第八十三條第二項の規定による退職一時金の支給を受ける者に第一項の規定を適用する場合においては、法第八十三條第二項第一号に掲げる金額と同号に相当する沖繩の共済法の規定による金額とについて行なうものとする。
5 第一項の規定の適用を受ける復帰更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年

金の額は、法第九十八条第二項の規定にかかわらず、その死亡した者に係る第一項及び第三項の規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する額とする。

6 第一項に規定する沖繩の共済法の規定による長期給付の額を算定する場合において、当該長期給付の額の算定の基礎となるべき沖繩の共済法に規定する掛金の標準となつた給料の額は、この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「改正後の施行規則」という。）第三十二条の九第二項の規定の例により算定した額とする。

7 特別措置法の施行の日の前日に施行法第四十三條の二十三に規定する沖繩の団体共済組合の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に法第七十九条第二項に規定する団体共済組合員となつた者が特別措置法の施行の日から起算して三年以内に退職又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付の額の特例については、第一項及び第三項から前項までの規定の例による（沖繩の共済法の規定による年金たる長期給付の額の改定）

第三条 沖繩の組合員であつた者のうち地方公務員に相当する者として自治大臣が定めるものに係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖繩の共済法の規定による年金たる長期給付については、昭和四十七年五月分以後、その額を、改正後の施行規則第三条の九第二項各号に掲げる当該給付の算定の基礎となつた給料の区分に応じ当該各号に掲げる額を給料とみなし、沖繩の共済法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、同条第二項第二号の規定により算定した額については、同条第三項の規定を準用する。

2 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）第五十五条第一項に規定する自治省令で定めるところにより算出した額は、前項の規定による改定後の年金の額の算定の基礎となつた給料年額とする。

（支払未済に係る給付の取扱い）

第四条 沖繩の組合員であつた者のうち地方公務員に相当する者として自治大臣が定めるものに係る沖繩の共済法の規定による給付については、その者が特別措置法の施行の日前に支給を受けることができた給付でその支払いを受けなかつたものがあるときは、沖繩の共済法の規定の例により算定した合衆国ドル表示の額を特別措置法第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の額に換算した額とする。（沖繩の共済法の規定による短期給付の取扱い）

第五条 附則第三条第一項の規定は、沖繩の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十号。以下「政令第六十号」という。）第十五条第一項（第一号及び第二号を除く。）の規定による特別措置法の施行の日以後に係る給付について準用する。この場合において、附則第三条第一項中「昭和四十七年五月分以後」とあるのは「特別措置法の施行の日以後」と、「に改定する」とあるのは「とすると読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。（掛金の算定の基礎となる給料の特例）

第六条 政令第六十号第十四条第四項に規定する自治省令で定めるものは、次の各号に掲げる職員に区分に応じ、当該各号に掲げる給付のうち自治大臣が定めるものとする。
一 法第二十一条第一号に規定する職員 特別措置法第五十一条第一項に規定する特別の手当及びこれに相当する手当
二 法第四十一条第一項に規定する組合役員 特別措置法第五十一条第一項に規定する特別の手当に相当する手当
三 特別措置法第五十五条第一項に規定する職員 特別措置法第五十五条第一項に規定する特別の手当

附則（昭和四十七年九月三〇日自治省令第二四号）抄
（施行期日）
1 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
附則（昭和四十八年三月二八日自治省令第八号）
1 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和四十八年度分以後

の負担金について適用し、昭和四十七年度分以前の負担金については、なお従前の例による。
附則（昭和四十八年六月二三日自治省令第一四号）
1 この省令は、昭和四十八年六月十五日から施行する。
2 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（昭和四十八年総理府・文部省・自治省令第一号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第五十六条の規定によりされた請求は、改正後の第十一条の二の規定によりされた請求とみなす。

附則（昭和四十八年一〇月一日自治省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十九年三月三〇日自治省令第六号）
1 この省令は、昭和四十九年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和四十九年度分以後の負担金について適用し、昭和四十八年度分以前の負担金については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年六月二五日自治省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十九年八月三一日自治省令第三〇号）
1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。
2 改正後の第三条の六第一項の規定は、昭和四十九年八月分の通算退職年金から適用する。
附則（昭和五〇年三月二七日自治省令第四号）
1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五十年四月分以後の負担金について適用し、昭和四十九年度分以前の負担金については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年七月二九日自治省令第二号）
1 この省令は、昭和五十年八月一日から施行する。
2 改正後の第三条の二の五及び第三条の二の六の規定は、昭和四十九年九月一日から適用する。

3 改正後の第三条の六第一項の規定は、昭和五十年八月分の通算退職年金から適用する。
附則（昭和五〇年十一月二〇日自治省令第二三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月二二日自治省令第三号）
1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五一年四月分以後の負担金について適用し、昭和五十年四月分以前の負担金については、なお従前の例による。

3 改正後の第三条の六第一項の規定は、昭和五十年八月分の通算退職年金から適用する。
附則（昭和五〇年十一月二〇日自治省令第二三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月二二日自治省令第三号）
1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五一年四月分以後の負担金について適用し、昭和五十年四月分以前の負担金については、なお従前の例による。

附則（昭和五一年六月三〇日自治省令第二号）
この省令は、昭和五一年七月一日から施行する。ただし、第三条の四の二に一項を加える改正規定及び第三条の四の二の次に一項を加える改正規定（施行法第四十一条に係る部分を除く。）は、昭和五一年八月一日から施行する。
附則（昭和五一年一〇月二九日自治省令第三〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第三条の六の規定は、昭和五一年九月分の通算退職年金から適用する。
3 改正後の第十七条の九の規定は、昭和五一年十月一日から適用する。

附則（昭和五二年三月二八日自治省令第六号）
1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五十二年四月分以後の負担金について適用し、昭和五十二年四月分以前の負担金については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年六月一八日自治省令第一五号）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法施行規則第三条第二項第六号の次に二号を加える改正規定（同項第六号の二に係る部分に限る。）は、昭和五十二年八月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十七条の九の規定は、昭和五十二年六月七日から適用する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十五条第一項の規定は、昭和五十二年四月分以後の負担金について適用し、昭和五十二年四月分以前の負担金については、なお従前の例による。

3 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第三
条の六第一項の規定は、昭和五十二年六月分
の通算退職年金から適用する。

附則 (昭和五十三年三月一八日自治省令
第四号)
この省令は、昭和五十三年四月一日から施行
する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第
十五條第一項の規定は、昭和五十三年度分以後
の負担金について適用し、昭和五十二年度分以
前の負担金については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十三年五月三一日自治省令
第一二号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十四年一月一一日自治省令
第一号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行
する。
2 改正後の第十五條第一項の規定は、昭和五十
四年度分の負担金から適用し、昭和五十三年度
分までの負担金については、なお従前の例によ
る。

附則 (昭和五十四年九月二六日自治省令
第二号)
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第三條第二項に一号を加える改正規定は、
昭和五十四年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年一月三〇日自治省令
第二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる
日から適用する。
一 改正後の第三條の二の三の規定 昭和五十
四年十月一日
二 改正後の第五條の二の規定 昭和五十四年
十二月二十八日
三 改正後の目次、第二條の二、第三條の二の
五、第三條の二の八、第三條の二の九、第三
條の三から第三條の三の三まで、第三條の四
の二、第三條の六、第三條の七、第三條の十
二及び第三條の十三の規定 昭和五十五年一
月一日

附則 (昭和五十五年三月三一日自治省令
第八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第十二條の二及び第十五條第一項の改正規
定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 改正後の第十七條の九第一項の規定中第二十
條の項、第二百二十五條第一項及び第二項の項
及び第三百三十三條第一項の項は、昭和五十五年
一月一日から適用する。

3 改正後の第十五條第一項の規定は、昭和五十
五年度分の負担金から適用し、昭和五十四年度
分までの負担金については、なお従前の例によ
る。

附則 (昭和五十五年五月三一日自治省令
第一四号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十六年二月四日自治省令第
二号)
この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第十二條の二及び第十五條第一項の改正規
定は、昭和五十六年四月一日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第
二條の二、第二條の三及び第三條の二の規定
は、昭和五十六年三月一日から適用する。
3 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第
十五條第一項の規定は、昭和五十六年度分の負
担金から適用し、昭和五十五年度分の負担金に
ついては、なお従前の例による。

附則 (昭和五十六年八月二〇日自治省令
第二〇号)
この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、附則第四條を削り、附則第五條を附則第四
條とし、同條の次に一條を加える改正規定及び
附則第五條の七を削る改正規定は、昭和五十六
年十月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則
(以下「改正後の規則」という。)第十七條の九
第一項の規定は、昭和五十六年四月一日から適
用する。
3 改正後の規則附則第五條第三項の規定は、昭
和五十七年四月一日以後に給付事由が生じた災
害給付(これに係る附加給付を含む。以下この
項において同じ。)に要する資金の交付につい
て適用し、同日前に給付事由が生じた災害給付
に要する資金の交付については、なお従前の例
による。

附則 (昭和五十七年三月二七日自治省令
第六号)
この省令は、昭和五十七年四月一日から施行
する。
附則 (昭和五十七年八月七日自治省令第
一七号)
この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第
二條の六の規定は、昭和五十七年四月一日から
適用する。

附則 (昭和五十七年九月二七日自治省令
第二号)
この省令は、昭和五十七年十月一日から施行
する。

附則 (昭和五十八年一〇月一四日自治省
令第二五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十九年四月一日から
施行する。ただし、次條の規定は、公布の日か
ら施行する。
(市町村連合会等の設立のための事業計画及び
予算の作成)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正す
る法律(昭和五十八年法律第五十九号。以下
「昭和五十八年法律第五十九号」という。)附則
第二條第二項又は附則第三條第三項の規定によ
り全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町
村連合会」という。)又は地方公務員共済組合
連合会の設立に關して作成される市町村連合会
又は地方公務員共済組合連合会の事業計画及び
予算については、この省令による改正後の地方
公務員等共済組合法施行規則(以下「改正後の
規則」という。)第十一條の四第二項又は第十
一條の十二第二項において準用する地方公務員
等共済組合法施行規程(昭和三十七年総理府・
文部省・自治省令第一号)第二章第二節第四款
の規定の例による。
(旧連合会の解散に伴う長期給付積立金の移換)

第三条 市町村連合会は、昭和五十八年法律第五
十九号附則第四條第一項の規定により承継した
資産で同條第五項に規定する長期給付積立金に
係るものうち、当該承継の際、次の各号に掲
げる方法により運用されているものについて
は、当該各号に掲げる期日までに市町村職員共
済組合又は都市職員共済組合に移換するものと
する。
一 預金 昭和六十年三月三十一日

二 金銭信託及び貸付信託又は証券投資信託の
受益証券の取得 信託期間の満了の日の属す
る事業年度の末日
三 有価証券(前号に掲げるものを除く。)の
取得及び市町村職員共済組合若しくは都市職
員共済組合又は市町村連合会の宿泊経理に対
する貸付け 償還期日の属する事業年度の
末日
2 前項に定めるもののほか、市町村連合会は、
毎事業年度、当該事業年度において支払いを受
けた同項各号に掲げる方法により運用されてい
る資産に係る運用収入に相当する金額を当該事
業年度の末日までに市町村職員共済組合又は都
市職員共済組合に移換するものとする。
3 前二項の規定により市町村連合会が毎事業年
度において市町村職員共済組合又は都市職員共
済組合に移換すべき金額は、第一号に掲げる額
を第二号に掲げる額で除して得た率を前二項の
規定により市町村連合会が当該事業年度におい
て移換すべき金額の総額に乗じて得た金額に相
当する金額とする。
一 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合
が長期給付積立金に充てるべき金額として昭
和五十八年法律第五十九号の施行の日の前日
までに市町村職員共済組合連合会又は都市職
員共済組合連合会(以下この項において「旧
連合会」という。)に払込みをした金額(同日
以前に払い込むべき金額で同日までに払い
込まない金額があるときは、当該金額を加え
た金額。以下この項において同じ。)をすべ
ての市町村職員共済組合又はすべての都市職
員共済組合が長期給付積立金に充てるべき金
額として同日までに旧連合会に払込みをした
金額で除して得た率を、同日における旧連合
会の長期給付積立金の額に乗じて得た額
二 昭和五十八年法律第五十九号の施行の日の
前日における市町村職員共済組合連合会及び
都市職員共済組合連合会の長期給付積立金の
総額
4 市町村連合会は、改正後の規則第六條第一項
の規定にかかわらず、前三項の規定に基づく移
換が完了するまでの間、当該移換すべき資金に
關する取引を經理するための經理単位として旧
長期給付積立金管理經理を設けるものとする。
5 市町村連合会の旧長期給付積立金管理經理に
おける資産勘定、負債勘定、基本金勘定、利益

勘定及び損失勘定に属する勘定科目は、附則別表による。
 附則別表
 旧長期給付積立金管理経理
 資産、負債及び基本金勘定科目（貸借対照表勘定科目）

資投	産資動流		借方
	大項目	中項目	
	現金 当座預金 普通預金 通知預金 定期預金 金銭信託 短期貸付金 未収金 未払金 未収収益 未達回送金		
	目小		
債負動流	金本基		貸方
	大項目	中項目	
	未払金 前受収益 預り金 未払費用 仮受金 長期貸付金 旧長 期積立金 付積金 立余金 剩余金		
	目小		
金余剩期当金余剩年度年前			

借方	金本基 定勘延繰		貸付信託 有価証券
	不足金	前払費用	証券投資信託 有価証券信託 長期貸付金
貸方	金不足当期	度前不足	何々組合
	定勘	仮設	何々組合
目小			
目大			
目大			
目大			

備考	大項目は、決算諸表上の区分とする。	中項目は、元帳科目とする。	目大
	利益	繰入	事業支出
(1)	当期利益	業務経	過年度支
	金不足	入金	金配当
(2)	入取外業事	入取外業事	入取外業事
	金不足	入取外業事	入取外業事
目小			
目大			
目大			
目大			

(3) 小項目は補助簿科目とし、別段の定めがないものについては市町村連合会が定める。
 附則（昭和五十九年三月三〇日自治省令第四号）
 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
 附則（昭和五十九年五月二五日自治省令第一三号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附則（昭和五十九年九月二九日自治省令第二七号）
 この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
 附則（昭和六〇年三月三〇日自治省令第九号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の六及び第五条の十九第二号の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。
 附則（昭和六〇年六月二五日自治省令第二一号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附則（昭和六一年三月三一日自治省令第四号）
 この省令は、昭和六一年四月一日から施行する。
 附則（昭和六一年一月二一日自治省令第二九号）
 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。
 附則（昭和六二年三月一八日自治省令第六号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の九の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。
 附則（昭和六二年六月一九日自治省令第二五号）
 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用する。
 附則（昭和六三年三月三〇日自治省令第一二号）
 この省令は、昭和六三年四月一日から施行する。
 附則（昭和六三年一〇月三一日自治省令第三四号）
 この省令は、公布の日から施行する。
 附則（平成元年三月二三日自治省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の九の改正規定は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年二月二八日自治省令第四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の七の改正規定及び第二条の十の次に一条を加える改正規定は、平成二年一月一日から施行する。

2 改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第五条の十七の規定は、平成元年十二月一日から適用する。

附則（平成二年三月三〇日自治省令第六号）

第一条 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

第二条 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成元年政令第三百五十四号）第一条による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（以下「平成元年改正前の令」という。）附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令第二十一条の四において準用する同令第十六条第一項第六号の規定により、平成二年三月三十一日までに払込みが行われた生命保険の保険料については、同号の規定は、なおその効力を有する。

（長期給付に充てるべき積立金の移換に関する経過措置）

第三条 平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間において、公立学校共済組合若しくは警察共済組合の組合員若しくは組合員であった者で他の組合の組合員となったもの又は公立学校共済組合若しくは警察共済組合以外の組合の組合員若しくは組合員であった者で公立学校共済組合若しくは警察共済組合の組合員となったものに係る平成元年改正前の令附則第九条に規定する金額の移換については、同条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成三年三月二九日自治省令第五号）抄

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成四年三月二七日自治省令第六号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成四年九月一七日自治省令第二五号）
この省令は、平成四年十月一日から施行する。

附則（平成五年四月七日自治省令第一八号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二条の九の改正規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成六年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成五年度の決算については、なお従前の例による。

附則（平成六年三月一七日自治省令第一一号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第十一条の四第二項の改正規定、第十一条の十六第二項の改正規定、第十二条の八第一項の改正規定及び第十六条の四第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成六年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成五年度の決算については、なお従前の例による。

附則（平成六年九月三〇日自治省令第三七号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附則（平成六年十一月一六日自治省令第四〇号）

1 この省令は、平成六年十二月一日から施行する。

2 この省令による改正後の第二条の五及び第二条の五の二の規定は、平成六年十二月一日以後に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法による傷病手当金について適用し、同日前に給付事由が生じた同法による傷病手当金については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月三一日自治省令第一五号）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第二条の十三第三項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附則（平成七年八月三二日自治省令第二五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年三月二七日自治省令第八号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十二条の五第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成九年三月二一日自治省令第二〇号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年八月二六日自治省令第三四号）

この省令は、平成九年九月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日自治省令第一五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の九の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

2 この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第十二条の八の規定は、平成十年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用する。

附則（平成一〇年九月四日自治省令第三五号）

この省令は、平成十年十一月一日から施行する。

附則（平成一一年三月二九日自治省令第八号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月一〇月二一日自治省令第四〇号）

この省令は、平成十一年十一月一日から施行する。ただし、第十一条の十三の改正規定は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日自治省令第二九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則（次項において「改正後の規則」という。）第十一条の四第二項、第十一条の十六第二項、第十二条の八第一項及び第十六条の四第一項の規定は、平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る地方公務員等共済組合法第二

十二条第三項（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第五十六条の四第三項に規定する書類から適用する。

3 改正後の規則第十六条の二の規定は、平成十二年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び予算並びに決算から適用する。

附則（平成一二年三月三一日自治省令第三〇号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、地方公務員等共済組合法施行規則第二条の七の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成十二年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成十一年度の決算については、なお従前の例による。

附則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一二年二月二八日自治省令第五七号）

この省令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第十二条の五第二号の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一三年三月三〇日総務省令第四四号）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則の規定は、平成十三年年度以降の事業計画及び予算並びに決算について適用し、平成十二年度の決算については、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月二九日総務省令第四〇号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二八日総務省令第七三三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月三〇日総務省令第一〇三三号）

の議会の議員の数を令和六年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。
 一 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日

二 地方公共団体の議会の議員が、令和六年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定 裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日

三 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
 四 令和六年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和六年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和六年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の一に相当する金額	令和六年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和七年二月

第三條 第一條による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第十四條、第十五條の二、第十五條の三、第十六條、第十六條の三、第十六條の四（第一項の表附則第二條の二第一項の項及

び附則第二條の三第一項の項を除く。）、第十六條の五及び第十七條の規定は、改正法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第五十六條の四第三項、第五十七條、第五十七條の二、第五十七條の二項及び第七十一條並びに地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第七十二條及び附則第三十九條の規定を適用する場合について、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四條第一項	地方議會議員（以下「共済会」という。）	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六號。以下「改正法」という。）附則第二十三條第一項の規定によりなお存続するものとされる地方議會議員共済会（以下「存続共済会」という。）
第十四條第二項及び第三項	共済会	存続共済会
第十五條の二第一項	共済会	存続共済会
第十五條の二第二項第一号	法第五十八條	改正法附則第二十三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される改正法による改正前の法第六十七條第一項

第十五條の二第二項第二号	法第六十七條	同条
第十五條の三第一項及び第三項	共済会	存続共済会
第十六條の三第一項	共済会、議員報酬並びに掛金及び特別掛金	存続共済会及び議員報酬
第十六條の三第二項	共済会	存続共済会
第十六條の三第三項	令第七十二條	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第五十一號）附則第三條第一項の規定によりなお効力を有するものとされ、同条第二項の規定により読み替えて適用される同令による改正前の令第七十二條
第十六條の四第一項の表以外の部分	共済会	存続共済会

第十六條の四第一項の表第九條、第十條、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第二号、第四十八條第一項第六号、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二号及び第七十八條及び第八	共済会	存続共済会
第十六條の四第一項の表第九條、第十條、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第二号、第四十八條第一項第六号、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二号及び第七十八條及び第八	共済会	存続共済会
第十六條の四第一項の表第九條、第十條、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第二号、第四十八條第一項第六号、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二号及び第七十八條及び第八	共済会	存続共済会
第十六條の四第一項の表第九條、第十條、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項、第二十五條第二号、第四十八條第一項第六号、第五十七條、第六十九條第二項、第七十條第二号及び第七十八條及び第八	共済会	存続共済会

賃金	燃料費	調査研究費	普及費	諸謝金	食糧費	食糧費	消費税	交際費	選挙費	構成組合負担	金	雑費	減価償却費	(引当金繰入)	災害補てん引	当金繰入	特別修繕引当	金繰入	(事業外費用)	支払利息	開発費償却	有価証券売却	損	有価証券評価	償還差損	雑損
----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--------	---	----	-------	---------	--------	------	--------	-----	---------	------	-------	--------	---	--------	------	----

料道水料スガ料気電

損期当	益利別特	金入繰	有価証券	売却益	有価証券	評価益	償還差益	雑益	長期経理	より繰入	前期損益	修正	固定資産	売却益	固定資産	評価益
-----	------	-----	------	-----	------	-----	------	----	------	------	------	----	------	-----	------	-----

金入繰金利益金入繰費務事合組

当期利益金	失損別特		失
	前期損益修正	損	
当期利益金	前期損益修正	損	当期損
	損	固定資産売却	
	損	固定資産除却	
	損	固定資産評価	

附則(平成二六年一月二二日総務省令第八六号)

第一条 この省令は、平成二六年十二月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の施行の日の前日までの間に於ける改正後の地方公務員等共済組合法施行規則第七條及び第十一條の三の二から第十一條の四までの規定の適用については、第七條第一項第二号、第十一條の三の二及び第十一條の三の四(見出しを含む。)中「市町村連合会を組織する組合」とあり、並びに第十一條の三の見出し中「構成組合」とあるのは、「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」と、第十一條の四第二項中「市町村連合会を組織する組合に属する」とあるのは、「市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に属する」とする。

附則(平成二六年一月二二日総務省令第九五号)

この省令は、平成二七年一月一日から施行する。

附則(平成二七年三月三十一日総務省令第三一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二七年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法施行規則第二條の五の三の改正規定、第二條から第四條までの規定は、平成二七年四月一日から施行する。

(経理単位に関する経過措置)

第二条 地方職員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」という。)のこの省令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規則(以下「旧規則」という。)第六條第一項及び第十二條の三第二項第一号に規定する長期経理に係る権利及び義務は、この省令の施行の日(以下この条から附則第四條までにおいて「施行日」という。)において地方職員共済組合及び市町村連合会の厚生年金保険経理又は経過的長期経理が承継する。

2 地方公務員共済組合連合会の旧規則第十一條の五第一項に規定する長期給付経理に係る権利及び義務は、施行日において地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整経理又は経過的長期給付調整経理が承継する。

3 地方公務員共済組合連合会の旧規則第十一條の五第四項に規定する預託金管理経理で経理する資金に関する取引については、施行日以前に預託された全ての資金に係る管理が終了するまでの間、なお従前の例による。

第三条 市町村連合会は、旧規則第十一條の四第二項で準用する地方公務員等共済組合法施行規則及び地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令(平成二七年内閣府・総務省・文部科学省令第一号。以下この条において「平成二七年改正規程」という。)による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「旧規程」という。)第八十三條の二に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。)附則第二十七條第一項の規定により被用者年金一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九條の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額

に相当する部分は、施行日において、平成二七年改正規程による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程(以下「新規規程」という。)第八十三條の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 地方公務員共済組合連合会は、旧規則第十一條の十に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金一元化法附則第二十七條第一項の規定により被用者年金一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、この省令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規則(以下「新規規則」という。)第十一條の十に規定する厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

3 地方職員共済組合の団体組合員に係るものは、旧規則第十二條の八第一項において準用する旧規程第八十三條の二に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金一元化法附則第二十七條第一項の規定による改正後の厚生年金一元化法第一條の規定による改正後の厚生年金保険法第七十九條の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、新規規程第八十三條の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

(経過的長期給付組合積立金等の当初額)

第四条 市町村連合会は、旧規則第十一條の四第二項において準用する旧規程第八十三條の二に規定する長期給付積立金のうち、その額から前條第一項の規定により厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規規程附則第一條の二第三項において準用する新規規程第八十三條の三に規定する経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

2 地方公務員共済組合連合会は、旧規則第十一條の十に規定する長期給付積立金のうち、その額から前條第二項の規定により厚生年金保険給付調整積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規規程附則第四條の二第二項に規定する経過的長期給付調整積立金として積み立てられたものとみなす。

3 地方職員共済組合の団体組合員に係るものは、旧規則第十二條の八第一項において準用す

後国民年金法」という。）第九十四条の四及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成二十七年政令第三百四十二号）第二条の規定による改正後の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）第十一条の六の規定にかかわらず、改正後国民年金法第九十四条の第三項の規定により計算した同年度における地方公務員共済組合連合会が納付すべき基礎年金拠出金の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を負担する。

一 組合（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第二十七條第二項に規定する構成組合を除く。）次に掲げる割合を合計した割合

イ 平成二十七年四月から九月までにおける組合の組合員に係る改正前地共済法第二条第一項第五号に規定する給料の額を基礎として計算した額の総額と同項第六号に規定する期末手当等の額の総額との合計額（以下この条において「給料等総額」という。）に対する同年四月から九月までにおける当該組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

ロ 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける組合の第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下この条において同じ。）の厚生年金保険標準報酬等合計額（地方公務員等共済組合法施行令第二十九條の二第一項第一号に規定する厚生年金保険標準報酬等合計額をいう。以下この条において同じ。）の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける当該組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

二 指定都市職員共済組合 平成二十七年四月から九月までにおける組合の組合員に係る給料等総額に対する同年四月から九月までにおける当該指定都市職員共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合

三 市町村連合会 次に掲げる割合を合計した割合

附 則 第三十三 条 二

	<p>イ 平成二十七年四月から九月までにおける組合の組合員に係る給料等総額に対する同年四月から九月までにおける全ての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る給料等総額の割合に二分の一を乗じて得た割合</p> <p>ロ 平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する平成二十七年十月から平成二十八年三月までにおける全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合に二分の一を乗じて得た割合</p> <p>（平成二十七年七月度における市町村連合会が行う共同事業に関する経過措置）</p> <p>第七条 平成二十七年七月度における平成二十七年経過措置政令第七十三條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前地共済令附則第三十條の二及び第三十條の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>その給料</p> <p>平成二十七年四月から九月までの間におけるその給料</p>
<p>その期末手当等</p>	<p>同年四月から九月までの間におけるその期末手当等</p>	<p>平均値以上である</p> <p>平均値以上であり、かつ、同年十月から平成二十八年三月までの間における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号。以下この条及び次条において「平成二十七年改正令」</p>

<p>当該事業年度の各月</p>	<p>当該事業年度の各月</p>	<p>平成二十七年四月から九月までの間における組合員の給料</p>	<p>と（いう。）第一条の規定による改正後の第二十八條の二第一項及び第二十八條の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第十四條第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率の平均値以上である</p>
<p>当該事業年度の各月</p>	<p>当該期間の各月</p>	<p>当該期間の各月</p>	<p>平成二十七年四月から九月までの間における組合員の給料</p>
<p>当該事業年度の各月</p>	<p>当該期間の各月</p>	<p>当該期間の各月</p>	<p>と（いう。）第一条の規定による改正後の第二十八條の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）第一条の規定による改正後の法第十四條第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率の平均値以上である</p>

<p>その給料</p>	<p>合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛金の率（当該期末手当等に係る所要掛金の率（当該期末手当等に係る所要掛金の率）が法附則第十四條の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る所要掛金の率を超えるときは、当該期末手当等に係る所要掛金の率）を控除して得た率を乗じて得た金額</p> <p>三 当該調整組合の平成二十七年十月から平成二十八年三月までの間における標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額</p>
<p>その給料</p>	<p>項第二号の基準として定められた期末手当等に係る所要掛金の率を超えるときは、当該期末手当等に係る所要掛金の率）を控除して得た率を乗じて得た金額</p>
<p>給料</p>	<p>平成二十七年四月から九月までの間におけるその</p>

附則（令和元年六月二四日総務省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日総務省令第二三三号）
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年九月二五日総務省令第九一号）
この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和二年二月二八日総務省令第一三五号）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和三年三月二六日総務省令第二八号）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年二月一〇日総務省令第一〇五号）
（施行期日）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。

1
（経過措置）
この省令は、令和四年一月一日から施行する。

2
この省令の施行の日前の出産に係る地方公務員等共済組合法施行規則第二条の四の十七第一項に規定する金額については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月三十一日総務省令第二二二号）
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年八月二四日総務省令第五六号）
この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日総務省令第三一三号）
この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第一号表の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（令和五年九月二九日総務省令第七四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年三月二九日総務省令第二八号）
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和六年五月二七日総務省令第五四号）
この省令は、令和六年五月二十七日から施行する。

別紙様式第1号

Table with 3 columns: 地方公共団体の名称, 開始年, 終了年. Includes instructions for listing entities and their reporting periods.

別紙様式第1号の2

Table with columns for 種別, 年度, 決算年度, 額. Used for reporting financial data.

別紙様式第2号

Table with columns for 種別, 年度, 決算年度, 額. Similar to the first table, used for reporting financial data.

別紙様式第3号

別紙様式第3号

事業計画書

1) 事業計画の概要(事業の名称、所在地、事業の目的、事業の概要等)

事業の名称	所在地	事業の目的	事業の概要

2) 事業計画の進捗状況(事業の進捗状況、事業の進捗率等)

事業の進捗状況	事業の進捗率

3) 事業計画の達成状況(事業の達成状況、事業の達成率等)

事業の達成状況	事業の達成率

4) 事業計画の達成率(事業の達成率)

事業の達成率

別紙様式第4号

別紙様式第4号

事業計画書

事業の名称	所在地	事業の目的	事業の概要

別紙様式第5号の1

別紙様式第5号の1

事業計画書

科目	前年度		本年度		前年度		本年度	
	額	率	額	率	額	率	額	率

備考 この表は、事業計画書の科目の順序に従って記載すること。

別紙様式第5号の2

別紙様式第5号の2

事業計画書

科目	前年度		本年度	
	額	率	額	率

備考 科目別に掲げられた項目を詳細に記載すること。

別紙様式第6号の1

科 目 目	種 別		年 度		種 別		年 度	
	特別	普通	平成	昭和	特別	普通	平成	昭和
	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 この表は、貸借対照表科目の順序に従い記載すること。

別紙様式第6号の2

科 目	種 別	年 度	種 別	年 度

備考 科目別に借入の増減を詳細に記載すること。

別紙様式第7号

種 別		年 度		種 別		年 度	
特別	普通	平成	昭和	特別	普通	平成	昭和

備考 1 この表は、各経理単位ごとに作成すること。
2 貸借対照表科目と損益計算書科目は、それぞれ科目に属して必ずを付すること。

別紙様式第8号

種 別		年 度		種 別		年 度	
特別	普通	平成	昭和	特別	普通	平成	昭和

備考 1 この表は、各事業年度ごとに出発年度末の期末に、決算補正による修正を行わないで作成すること。
2 貸借対照表科目と損益計算書科目は、それぞれ科目に属して必ずを付すること。

買手数料 信託等売 承継差損 償還差損 評価損 有価証券 売却損 有価証券 用損の運 担金の運 拠出金の負 基礎年金 拠出金の負 厚生年金 消費税 移換金 込金 連合会払 金返還 付金返還 連合会交 金脱一時 短期在留

金時一亡死金時一亡死例特金年族遺算通金年族遺

資投益収険保命生金当配息利券証価有息利金預息利金付貸

金立積合組付給険保金年生厚越繰度年次 金入繰

未収返還 金償却額 雑費

業務経 理 へ繰入

金立積合組付給険保金年生厚越繰度年前

前年度繰越 厚生年金保

信託の運 用益 有価証券売 却益 有価証券評 価差益 承継差益 (事業外収 益) 賠償金 雑益

息利金託預息利産動不

産資動流		目項大	借方	金益利期当		失損別特											
未収収益	前入金	仮入金	立替金	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	現金	当期利益	固定資産 除却損	固定資産 売却損	修正損	前期損益	立金	金組積	越厚生年	次年度繰
費用	未払金	未払金	税金	消費	未払	未払	未払	未払	当期損失金	当期損失金	固定資産 評価損	固定資産 売却損	正益	前期損益	積立金	險給付組合	

産資定固

未達回送金

未収金

短期貸付金

未収金 利息返 未収金 掛金 未収金 未収金

付理何 金々々 へ貸経

金余剰

立合付金等退 金積組給年職

金剰資 余本

証有預金仮 券価り受

收益前金保受金預 益受証入り

金立積価評再

息利受前料貸貸受前

借方		利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）
目項大	目項小	
中項目	目項大	
目項小	中項目	
		金 構 成 組 合 預 託 金
		預 託 金
		連 合 会 預 託 金
		長 期 貸 付 金
		建 物
		構 築 物
		土 地
		建 設 仮 勘 定
		何 々 経 理 へ 貸 付 金
		生 命 保 険 投 資 不 動 産
		有 価 証 券
		信 託 債 券
		有 価 証 券
		資 信 託
		証 券 投 資 信 託
		信 託 貸 付
		株 式
		社 債
		地 方 債
		国 債
		投 資 有 価 証 券
		信 託
		信 託 金
		用 指 定 金
		単 独 運 轉 金
		特 定 金
		信 託
		信 託 金
		用 指 定 金
		合 同 運 轉 金
		信 託
		（ 投 資 そ の 他 の 資 産 ）

		給 付		公 務 障 害		退 職 給 付		（ 事 業 費 用 ）		経 常 費 用	
		公 務 障 害		一 時 遺 族 金		一 時 職 退 金		理 整 金		一 時 職 退 金	
		障 害		時 一 族 遺 金 時 一 職 退 理 整 金 時 一 金 年 職 退 期 有 金 年 職 退 期 有 金 年 職 退 期 有 金 年 職 退 期 有 金		身 終					

		掛 金		構 成 組 合 金		負 担 金		（ 事 業 収 益 ）		経 常 収 益	
		掛 金		構 成 組 合 金		負 担 金		（ 事 業 収 益 ）		経 常 収 益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	
		金		金		金		収 入		益	

金 年 等 職 退 越 線 度 年 次		金 入 線				給 付		公 務 遺 族	

息 金 預 息 産 不 投 收 保 生 金 配 利 証 有 利 預 息 金 貸		金 等 手 期 標 掛 月 報 標
利 託 利 動 資 險 命 当 息 券 価 息 金 利 付		掛 金 額 準

金 益 利 期 当			失 損 別 特			金 立 積 合 組 付 給		
金 当 期 利 益			前 期 損 益			次 年 度 繰 越 金 額		
			修 正 損 益			年 金 給 付 金		
			固 定 資 産 除 却 損			越 退 職 等 金		
			固 定 資 産 除 却 損					
			固 定 資 産 評 価 損					

金 立 積 合 組 付 給 金 年 等 職 退 越 線 度 年 前

		（ 事 業 外 ）		承 継 差 益		償 還 差 益		有 価 証 券		用 益	
		（ 事 業 外 ）		承 継 差 益		償 還 差 益		有 価 証 券		用 益	
		（ 事 業 外 ）		承 継 差 益		償 還 差 益		有 価 証 券		用 益	
		（ 事 業 外 ）		承 継 差 益		償 還 差 益		有 価 証 券		用 益	
		（ 事 業 外 ）		承 継 差 益		償 還 差 益		有 価 証 券		用 益	

産資動流

現金	小口現	金座預	金普通預	金通知預	金定期預	金銭信	託有価証	券貸付信	託貸付信	託証券投	資信託	保管有	価証券	貯蔵品	立替金	仮払金	前払費	未収	益未収	短期貸	付金				
貸へ理経々何																									
負債																									
短期借	入金	未払消	未払金	未払費	未払金	用預り金	預り金	受入保	証金	仮受金	預り有	価証券	長期借	入金	（引当	（引当	退職給	与引当	金与引当	災害補	てん引	当金	特別修	繕引当	金
借入金 理々経																									

産資定固

未収金	(有形	固定資	建物	借入不	動産附	構築物	機械及	装置	車両及	運搬	器具	器具及	備品	立木竹	土地	建設仮	勘定	(無形	固定資	産)	借地権	電話加	入権	(投資	その他	産)	
金付																											
(金損)																											
(△)																											
(△)																											

厚生費 旅費 事務費 補助金 寄附金 (引当金 戻入)	(事業費 用) 役員報酬 職員給与	(事業収 益) 負担金 組合分担 構成組合 事務費 負担金 雑収入	(事業外 収益) 利息及び 配当金	借方	貸方	利益及び損失勘定科目 (損益計算書勘定科 目)	産資延繰 開発費 入金 び保証 敷金及
				大項目	大項目		
				中項目	中項目		
				小項目	小項目		

光熱水料	委託管理費	委託費	賃金	事務用品	消耗品	図書費	印刷費	送金	通信料	運搬費	会議費	雑費	電気料
災害補てん引当金戻入													
特別修繕引当金戻入													
貸付金利息預金利息証券配当金													

買手数料	信託等売	交付金	構成組合	選挙費	消費税	交際費	消費的長期繰入	負担金	食糧費	諸謝金	広告費	普及費	調査研究費	保険料	燃料費	修繕費	賃借料	水道料	ガ
料道水料スガ																			
益利別特										金入繰									
売却益	固定資産	修正益	前期損益	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入
金入繰金益利金入繰費務事合組																			
益収																			

金益利期当										失損別特									
当期利益	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入	繰入
金失損期当																			
金当期損失																			
固定資産 評価益																			

産資動流										借方									
現金	当座預金	普通預金	通知預金	定期預金	立替金	仮払金	未収収益	短期貸付金	金余剰	債負動流	目項大	目項中	目項小	<p>別表第2号表 地方公務員共済組合連合会勘定科目目次 厚生年金保険給付調整経理 第2号表の1 退職等年金給付調整経理 第2号表の2 厚生年金拠出金経理 第2号表の3 基礎年金拠出金経理 第2号表の4 厚生年金保険預託経理 第2号表の5 退職等年金預託経理 第2号表の6 介護保険経理 第2号表の7 国民健康保険経理 第2号表の8 後期高齢者医療経理 第2号表の9 個人住民税経理 第2号表の10 業務経理 第2号表の11 備考 (1) 大項目は、決算諸表上の区分とする。 (2) 中項目は、元帳科目とする。 (3) 小項目は補助簿科目とし、別段の定めがないものについては地方公務員共済組合連合会が定める。 第2号表の1 厚生年金保険給付調整経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）</p>					
										目項大	目項中	目項小							
										目項大	目項中	目項小							

産資定固																			
投資有価証券										未収金									
諸債券	有価証券	信託	託貸付	株式	社債	地方債	国債	託金	用指	単独	銭信	特定	託金	用指	合同	理へ	何々	厚年	給保
金積調給保年厚																			
金立整付險金生																			
金剰資 余本																			
金立積価評再																			

金 益 利 期 当		失 損 別 特		金 入 繰	
金 当 期 利 益	運 用 益	有 価 証 券 売 却	有 価 証 券 評 価 損	信 託 等 売 買 手 数 料 雑 費	業 務 経 理 繰 入
前 期 損 益 修 正 損	有 価 証 券 売 却	有 価 証 券 評 価 損	信 託 等 売 買 手 数 料 雑 費	業 務 経 理 繰 入	前 期 損 益 修 正 損

期 当		益 利 別 特		金 入 繰	
益 前 期 正 損	益 償 還 差	益 有 価 証 券 評 価	益 有 価 証 券 売 却	運 用 益	信 託 の
益 前 期 正 損	益 償 還 差	益 有 価 証 券 評 価	益 有 価 証 券 売 却	運 用 益	信 託 の

出 抛 金 年 生 厚 越 繰 度 年 次		用 費 常 経		目 項 大		目 項 小	
損 失 金	は 当 期 又	金 越 欠 損	又 是 繰	積 立 金	又 是 繰	金 越 欠 損	又 是 繰
損 失 金	は 当 期 又	金 越 欠 損	又 是 繰	積 立 金	又 是 繰	金 越 欠 損	又 是 繰

産 資 動 流		目 項 大		目 項 小		目 項 大		目 項 小	
負 債	流 動	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小
負 債	流 動	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小	目 項 大	目 項 小

第2号表の4
基礎年金拠出金経理
資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

費用常経	目項大	借方	利益及び損失勘定科目 (損益計算書勘定科目)
(事業費) 支払利息 用信託の運	中項目		
	目項小		
益収常経	目項大	貸方	
(事業収) 益引受 債券手 雑収入	中項目		
	目項小		

目項大 中項目 目項小 目大 中項目 小項目	借方	第2号表の6 退職等年金預託経理 資産、負債及び資本勘定科目 (貸借対照表勘定科目)	金益利期当		失損別特							
			金当期利益	修正前期損益	雑費買手数	信託等売	償還差損	評価損	有価証券	売却損	有価証券	
			金失損期当		益利別特							
			金当期損失	修正前期損益	償還差益	評価益	有価証券	売却益	有価証券	用益の運	信託の運	配当金

産資定固				産資動流									
(投資その他) の資産 信託				未収金	付短益未仮金定金通金普金当現	金期取收金期預預預預預預座金							
銭金定指用運同合				金付貸へ理経々何									
				金損(金剩負債固)		金欠余債定						流債動	
(△) 金は欠損				余利益	資本金	託年金預	退職等	仮受金	益受取	前受取	預り金	用未払費	未払金
(△) 損失金				積立金	再評価金								

投資有価証券

託信券証価有託信資投券証託信付貸式株債社債方地債国 託信銭金定指用運独単託信銭金定特託信

失損別特	用費常経	目項大	借方	利益及び損失勘定科目(損益計算書勘定科目)
前期損益 修正損	(事業費 支払利息 信託の運 用損 有価証券 売却損 有価証券 評価損 償還差損 信託等売 買手数料 雑費)	中項目	中項目	
		目項小	目項小	
		目項大	貸方	
	益収常経	目項大	貸方	
	(事業収 益) 債券引受 手数料 雑収入 運用収 入) 利息及び 配当金	中項目	中項目	
		目項小	目項小	
金配利証有利息預息金貸				
当息券価利息金利付				

産資動流	目項大	借方	第2号表の7 介護保険経理 資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)	金益利期当
金預通普金預座当金現	目項中	借方		当期利益
	目項小	借方		
	目項大	貸方		金失損期当 益利別特
	目項中	貸方	当期損失	修正益 前期損益 修正益
	目項小	貸方		償還差益 評価益 有価証券 売却益
仮受金				有価証券 用益 信託の運 保生 收益 險命
益前受収				
預り金				

金利益期	特別損失	費用	目項大	借方	利益及び損失勘定科目(損益計算書勘定科目)	益収収未
当期利益	前期修正損	(事業費 用) 介護保 険料 (事業外 費用) 雑損	中項目	中項目		
			目項小	目項小		金(欠損) 金剰余
			目項大	貸方		
利益特別		經常収益	目項大	貸方		金(欠損) 金剰余
修正益	前期損益	(事業収 益) 介護保 険料納 入金 雑収入 (事業外 収益) 利息及び 配当金	中項目	中項目	金(△) は欠損 余金又 利益剰 余	
			目項小	目項小	積立金又 は繰越欠 損(△) 当期利益 金又は当 期損失金 (△)	
	息利金預					

産資動流	目項大	借方	第2号表の8 国民健康保険経理 資産、負債及び資本勘定科目(貸借対照表勘定科目)	金損当期
益収収未金預通普金預座当金現	目項中	借方		当期損失
	目項小	借方		
	目項大	貸方		金損当期
	目項中	貸方		金 当期損失
	目項小	貸方		
金(欠損) 金剰余				
	金(△) は欠損 余金又 利益剰 余	仮受金	益前受収	預り金
(△) 損は益当期金越又積				損は立
失当期利(△)損繰金				金

動	目	項	大	借方	後期高齢者医療経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）	当期利益		特別損失		経常費用				目	大	借方	目	大	目	大	項	目		
						金	益	損	益	費	用	目	中	目	中								目	
	当	期	損	益		用	費	目	項	目	項	目												
	利	損	正	損		外	費	目	小	目	小	目												
負	流	動	目	大	貸方		当期損失		特別利益		経常収益				目	大	貸方	目	大	目	大	項	目	
							金	損	利	益	收	益	目	中	目	中								目
当	期	損	益	損	益		目	項	目	項	目													
損	失	益	損	収	入		目	小	目	小	目													
												息利金預				目	大	貸方	目	大	目	大	項	目
												息利金預				目	小							

借方					利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）	貸方					資産										
目	大	項	中	目		目	大	項	中	目	目	大	項	中	目	目	大	項	中	目	
費	用	常	経	目		損	失	勘	定	科	目	損	失	勘	定	科	目	損	失	勘	定
料	療	後	期	用		金	損	失	勘	定	科	目	損	失	勘	定	科	目	損	失	勘
保	險	醫	高	費	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
料	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
險	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
料	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
險	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
料	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
險	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
料	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
險	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
料	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定
險	保	者	後	業	金 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td></td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> <td>科</td> <td>目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td> </td>	損	失	勘	定	科	目 <td>損</td> <td>失</td> <td>勘</td> <td>定</td>	損	失	勘	定

借方	目	大	項	中	第2号表の10 個人住民税経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）	当期利益		特別損失		経常費用				目	大	借方	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目
						金	益	損	益	費	用	目	中	目	中																		
	当	期	損	益		用	費	目	項	目	項	目																					
	利	損	正	損		外	費	目	小	目	小	目																					
貸	方	目	大	項		当期損失		特別利益		経常収益				目	大	貸方	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目
						金	損	利	益	收	益	目	中	目	中																		
当	期	損	益	損		益	目	項	目	項	目																						
損	失	益	損	収		入	目	小	目	小	目																						
												息利金預				目	大	貸方	目	大	項	中	目	大	項	中	目						
												息利金預				目	小																

借方	目	大	項	中	第2号表の11 業務経理 資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）	当期利益		特別損失		経常費用				目	大	借方	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目
						金	益	損	益	費	用	目	中	目	中																		
	当	期	損	益		用	費	目	項	目	項	目																					
	利	損	正	損		外	費	目	小	目	小	目																					
貸	方	目	大	項		当期損失		特別利益		経常収益				目	大	貸方	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目	大	項	中	目
						金	損	利	益	收	益	目	中	目	中																		
当	期	損	益	損		益	目	項	目	項	目																						
損	失	益	損	収		入	目	小	目	小	目																						
												息利金預				目	大	貸方	目	大	項	中	目	大	項	中	目						
												息利金預				目	小																

雑費	減価償却費	(引当金繰入)	災害補てん引当金繰入	燃料費	修繕費	賃借料	保険料	調査研究費	普及費	広告費	諸謝金	食糧費	負担金	消費税	交際費	信託等売買手数料	
料道水料スガ																	
金失損期当				益利別特				金入繰									
当期損失	評価益	固定資産	売却益	修正益	前期損益	繰り繰入	整理給付調	経過的長	り繰入	金給付調	退職等年	より繰入	調整給付	厚生年金	繰入	長期給付	雑益

<p>別表第3号表 管理組合勘定科目目次 管理経理 第3号表の1 業務経理 第3号表の2 備考</p> <p>(1) 大項目は、決算諸表上の区分とする。 (2) 中項目は、元帳科目とする。 (3) 小項目は補助簿科目とし、別段の定めがないものについては管理組合が定める。 第3号表の1 管理経理 資産、負債及び基本金勘定科目(貸借対照表勘定科目)</p>	金	当期利益	前期損益	修正損	固定資産	売却損	除却損	固定資産	評価損	雑損	償還差損	評価損	有価証券	売却損	却	開発費償	支払利息	(事業外費用)	入	引当金繰	特別修繕
	金	当期利益	前期損益	修正損	固定資産	売却損	除却損	固定資産	評価損	雑損	償還差損	評価損	有価証券	売却損	却	開発費償	支払利息	(事業外費用)	入	引当金繰	特別修繕
	金	当期利益	前期損益	修正損	固定資産	売却損	除却損	固定資産	評価損	雑損	償還差損	評価損	有価証券	売却損	却	開発費償	支払利息	(事業外費用)	入	引当金繰	特別修繕
	金	当期利益	前期損益	修正損	固定資産	売却損	除却損	固定資産	評価損	雑損	償還差損	評価損	有価証券	売却損	却	開発費償	支払利息	(事業外費用)	入	引当金繰	特別修繕
	金	当期利益	前期損益	修正損	固定資産	売却損	除却損	固定資産	評価損	雑損	償還差損	評価損	有価証券	売却損	却	開発費償	支払利息	(事業外費用)	入	引当金繰	特別修繕

資投	産資動流	目項大	借方
貸付信託 有価証券	現金 当座預金 普通預金 通知預金 定期預金 金銭信託 短期貸付金 未払金 未収金 未達回送金	中項目	
株社債地国 式債方債		目項小	
金本基	債負動流	目項大	貸方
金余剩期当 金余剩度年前	未払 前受 収益 預り 未払 費用 仮受 金 準備 金 剩余	目項中	
		目項小	

出外事業 支	事業 支	目項大	借方	利益及び損失勘定科目(損益計算書勘定科目)	金本基 定勘延繰
損承損償還差	支過年度	中項目			不足金
損承損償還差	支過年度	目項小			前払費用
損承損償還差	支過年度	目項大	貸方		有価証券信託 長期貸付金
損承損償還差	支過年度	目項中			前年 不足金
損承損償還差	支過年度	目項小		諸債	
損承損償還差	支過年度	目項大	貸方		
損承損償還差	支過年度	目項中			
損承損償還差	支過年度	目項小			

産資動流		目項大	借方	業務経理 第3号表の2 資産、負債及び基本金勘定科目（貸借対照表 勘定科目）	金利息	金繰入
現金 当座預金 普通預金 通知預金 定期預金 金銭信託 有価証券 未収金 貯蔵品 立替金 仮払金 未収収益 未達回送金		中項目			当期利益	業務経 理へ繰 入金
		目項小			入収外業事	
債負動流		目項大	貸方		当期不足	雑収入 収入金 過年度
短期借入金 未払金 預り金		中項目		益承継差 償還差 備益 財産評	財産処 分益 財産	
預り金 職員預		目項小		足金		

延繰

産資定固

車りよう及び運 搬具 器具及び備品 電話加入権 加入金				金本基	金当引
		金剰余	金積立	別途	立金積
		再評価	当引	補て	災害
		引手	引手	退職	引当
		原価	引当	引当	引当
		未払費用	未払費用	未払費用	未払費用
		金り	金り	金り	金り

出支業事		目項大	借方	利益及び損失勘定科目 (損益計算書勘定科目)	金本基	定勤
報酬 職員給与		中項目			不足金	前払費用
給料 諸手当 退職手当		小項目			料借賃過経未料険保過経未	
入金業事		目項大	貸方			
補助金 寄附金 利息配当 金		中項目				
		目項小				

金益利

出支外業事

差損	償還	備損	財産評	分損	財産処	雑費	支入金	過年度	利息	支払	支払	負担金	広告費	食糧費	諸謝金	委託費	保険料	賃借料	修繕費	却費	減価償	燃料費	水費	光熱給	事務費	旅費	厚生費								
													雑費	会議費	費	通信運搬	送金料	費	図書印刷	事務用消															
													金不足	金繰入											入収外業事										
													足金	当期不	繰入金	管理経	理より	益償還差	備益	財産評	分益	財産処	雑収入	収入金	過年度										

